

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月22日
【事業年度】	第5期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	SBIインシュアランスグループ株式会社
【英訳名】	SBI Insurance Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員会長兼社長 乙部 辰良
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益 (百万円)	0	62,186	66,388	70,467	86,657
経常利益又は経常損失() (百万円)	31	1,059	2,131	2,360	3,852
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	8	724	851	335	763
包括利益 (百万円)	8	392	600	862	2,204
純資産額 (百万円)	30,648	31,041	38,450	41,591	43,796
総資産額 (百万円)	170,721	167,496	173,587	176,471	194,383
1株当たり純資産額 (円)	1,622.23	1,642.99	1,679.10	1,671.05	1,759.62
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	36.10	38.49	40.81	14.41	30.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.9	18.5	22.1	23.5	22.5
自己資本利益率 (%)	-	2.4	2.5	0.8	1.8
株価収益率 (倍)	-	-	28.72	53.50	42.78
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	0	8,586	620	3,559	5,953
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,736	18,650	9,637	1,494	1,340
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,427	-	7,946	2,266	0
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	17,885	27,909	26,848	27,038	34,352
従業員数 (人)	745	752	840	1,056	1,052
[外、平均臨時雇用者数]	[310]	[340]	[418]	[436]	[361]

- (注) 1. 第1期は当社設立日である2016年12月19日から2017年3月31日までとなっております。また、当社は2017年3月31日付で連結子会社を取得(株式交換を含む)しており、第1期の連結業績には、連結子会社の損益が反映されておりません。
2. 当社は、2018年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第3期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第1期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第1期及び第2期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (百万円)	-	353	477	608	556
経常利益又は経常損失 () (百万円)	31	16	23	22	21
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	31	10	21	13	13
資本金 (百万円)	3,240	3,240	7,236	8,375	8,375
発行済株式総数 (株)	627,351	627,351	22,820,530	24,820,530	24,820,530
純資産額 (百万円)	30,128	30,139	38,174	40,465	40,481
総資産額 (百万円)	30,182	30,221	38,253	40,562	40,566
1株当たり純資産額 (円)	1,600.83	1,601.41	1,671.86	1,629.43	1,630.10
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	134.38	0.58	1.05	0.60	0.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	99.8	99.7	99.7	99.7	99.7
自己資本利益率 (%)	-	0.0	0.1	0.0	0.0
株価収益率 (倍)	-	-	1,116.19	1,285.00	2,392.73
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	16	19	23	24	23
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[1]	[-]	[1]
株主総利回り (%)	-	-	-	65.8	112.3
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(90.5)	(128.6)
最高株価 (円)	-	-	2,169	1,359	1,870
最低株価 (円)	-	-	837	643	713

(注) 1. 第1期は当社設立日である2016年12月19日から2017年3月31日までとなっております。

2. 当社は、2018年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第3期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第1期及び第2期の株価収益率、最高株価及び最低株価については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。なお、第3期以降の最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

5. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を[]外数で記載しております。

7. 株主総利回りについては、当社株式の上場が2018年9月のため、第3期までは記載しておりません。また、第4期及び第5期の株主総利回りについては、第3期事業年度末日における株価を基準に算定しております。

2【沿革】

- 2016年12月 SBIホールディングス株式会社がSBIグループの保険事業を統括する保険持株会社の準備会社としてSBI保険持株準備株式会社(当社)を東京都港区に設立
- 2017年3月 内閣総理大臣から、保険会社を子会社とする保険持株会社となることの認可を取得
関東財務局長及び近畿財務局長から、少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社となることの承認を取得
SBIホールディングス株式会社から株式の譲渡を受け、SBI損害保険株式会社を子会社化
SBIホールディングス株式会社及びその子会社との株式交換により、SBI生命保険株式会社を完全子会社化
SBIホールディングス株式会社及びその子会社との株式交換により、SBIいきいき少額短期保険株式会社、日本少額短期保険株式会社(現SBI日本少額短期保険株式会社)及びSBIリスタ少額短期保険株式会社を傘下に持つSBI少短保険ホールディングス株式会社を完全子会社化
SBIインシュアランスグループ株式会社に商号変更し、営業開始
- 2018年9月 東京証券取引所マザーズ市場に上場
- 2019年6月 日本アニマル倶楽部株式会社(現SBIプリズム少額短期保険株式会社)の株式を取得し、子会社化
- 2020年9月 常口セーフティ少額短期保険株式会社の株式を取得し、子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の子会社8社により構成されており、損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業を営んでおります。当社グループの事業内容及び各子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

また、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) 損害保険事業

SBI損害保険株式会社1社で構成されており、インターネット、代理店などを通じて、低廉な保険料を実現した自動車保険、がん保険、火災保険等を提供する損害保険事業を営んでおります。また、事業法人、地域金融機関とのアライアンス強化にも取り組み、インターネット以外の販路の強化・拡大も推進しております。

(2) 生命保険事業

SBI生命保険株式会社1社で構成されており、インターネット、代理店などを通じて、低廉な保険料を実現したネット専用定期保険、就業不能保険、医療保険等を提供する生命保険事業を営んでおります。また、金融機関向けに住宅ローン利用者を被保険者とする団体信用生命保険及び団体信用就業不能保障保険も提供しております。

(3) 少額短期保険事業

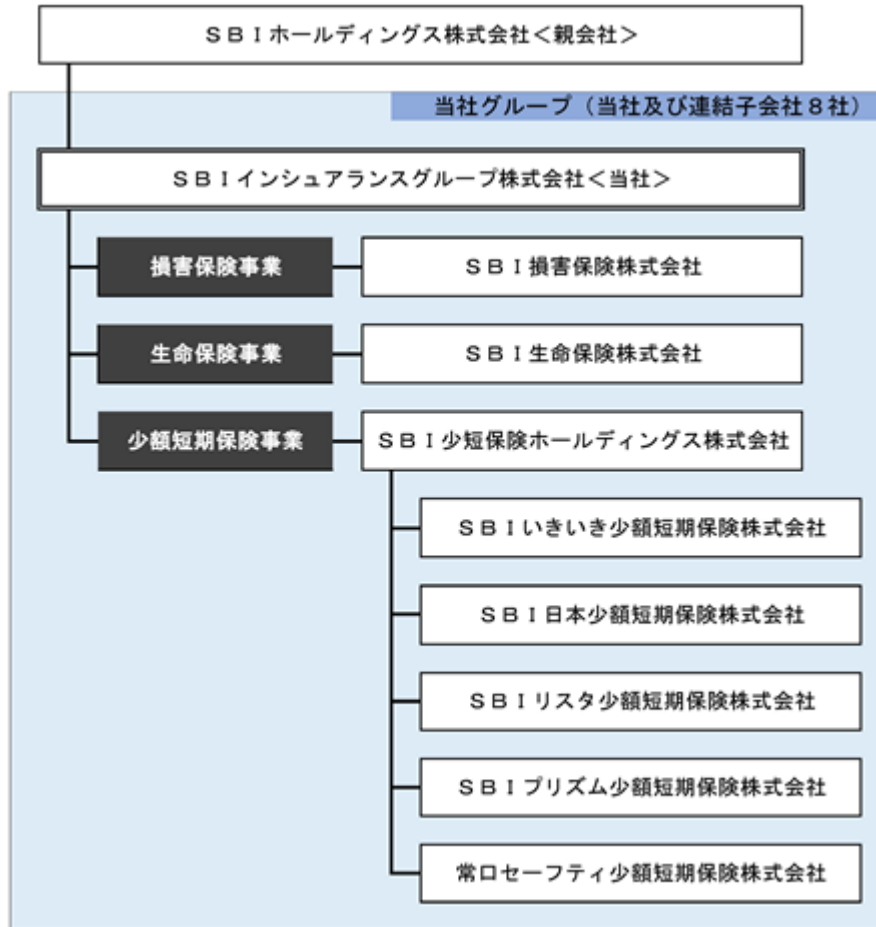
SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBI日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社、SBIプリズム少額短期保険株式会社()、常口セーフティ少額短期保険株式会社、及びこれら少額短期保険会社5社の持株会社であるSBI少短保険ホールディングス株式会社の6社で構成されており、各社を通じて特色ある商品を提供する少額短期保険事業を営んでおります。SBIいきいき少額短期保険株式会社は、主にインターネットや通信販売を通じて、定期保険、医療保険、ペット保険等を提供しております。SBI日本少額短期保険株式会社及び常口セーフティ少額短期保険株式会社は、主に代理店を通じて賃貸住宅総合保険等を提供しております。SBIリスタ少額短期保険株式会社は、法人やマンション管理組合向けの地震補償保険のほか、提携先の法人のニーズにあわせた商品を開発し提供しております。SBIプリズム少額短期保険株式会社は、主にブリーダー、ペットショップ、犬猫譲渡団体などの代理店を通じて、特色あるペット保険を提供しております。

() SBIプリズム少額短期保険株式会社は、2020年7月1日付で日本アニマル倶楽部株式会社から商号変更しております。

当社は、SBIグループの保険事業を統括する企業として2017年3月より営業を開始した中間持株会社で、当連結会計年度末現在、SBIホールディングス株式会社は当社に68.94%出資しております。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) SBIホールディングス株式会社 (注) 4	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	68.94	商号・商標使用許諾契約の締結
(連結子会社) SBI損害保険株式会社 (注) 3、5	東京都港区	20,500	損害保険事業	99.2	経営管理契約の締結、役員 の兼任
SBI生命保険株式会社 (注) 3、6	東京都港区	47,500	生命保険事業	100.0	経営管理契約の締結、役員 の兼任
SBI少短保険ホールディングス株式会社 (注) 3	東京都港区	1,251	少額短期保険事業	100.0	経営管理契約の締結、役員 の兼任
SBIいきいき少額短期保険株式会社	東京都港区	36	少額短期保険事業	100.0 (100.0)	-
SBI日本少額短期保険株式会社 (注) 7	大阪市北区	190	少額短期保険事業	100.0 (100.0)	役員 の兼任
SBIリスタ少額短期保険株式会社	東京都港区	30	少額短期保険事業	99.6 (99.6)	-
SBIプリズム少額短期保険株式会社	仙台市青葉区	100	少額短期保険事業	100.0 (100.0)	-
常口セーフティ少額短期保険株式会社	札幌市中央区	50	少額短期保険事業	100.0 (100.0)	役員 の兼任

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. SBI損害保険株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等	(1) 経常収益	32,737百万円
	(2) 経常利益	523百万円
	(3) 当期純利益	33百万円
	(4) 純資産額	12,061百万円
	(5) 総資産額	58,768百万円

6. SBI生命保険株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等	(1) 経常収益	27,013百万円
	(2) 経常利益	2,866百万円
	(3) 当期純利益	452百万円
	(4) 純資産額	24,806百万円
	(5) 総資産額	124,035百万円

7. SBI日本少額短期保険株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等	(1) 経常収益	11,748百万円
	(2) 経常利益	407百万円
	(3) 当期純利益	300百万円
	(4) 純資産額	1,711百万円
	(5) 総資産額	3,251百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
損害保険事業	684	(177)
生命保険事業	113	(22)
少額短期保険事業	232	(161)
報告セグメント計	1,029	(360)
全社(共通)	23	(1)
合計	1,052	(361)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
23 (1)	46.0	2.7	8,082,389

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員はすべて特定のセグメントに区分できない全社(共通)に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念

当社グループは、SBIグループの「顧客中心主義」の徹底という基本的な経営観を踏襲し、事業を運営しております。保険分野において様々な付加価値を創造し、顧客基盤の更なる拡大を続けることで、持続的な企業価値の向上を実現したいと考えており、以下の4項目をグループ経営理念として掲げております。

(全てにおいてお客様を中心に考える)

当社の定める「顧客中心主義の業務運営方針」に則り、常にお客様の立場に立って、お客様にとって真に必要なものは何かを考え、弛まぬ創意工夫により顧客満足・利便性の向上、企業努力による顧客還元を追求し続ける。また、業務全般において細部に亘りフィデューシャリー・デューティの原則に則った運営を徹底する。

(保険業界におけるイノベーターたれ)

常に既存概念に囚われないチャレンジ精神をもつこと。FinTech(1)やブロックチェーン(2)のような技術革新を敏感に捉え、これらを活用したより付加価値の高い商品やサービスの開発を追求し続けるとともに、高齢化やシェアリングエコノミーの進展など人々の生活様式や社会の変化に迅速かつ柔軟に対応する企業文化を持ち続ける。

(正しい倫理的価値観をもつ)

常にお客様の資産を預かる金融機関としての高い倫理的価値観を持ち業務を遂行する。

(社会的責任を全うする)

保険事業者としてまた一企業として、社会の一構成要素であるという社会性を十分認識し、さまざまなステークホルダーの要請に応えつつ、社業を通じ社会の維持・発展に貢献していく。

(1) FinTechとは、FinanceとTechnologyを組み合わせた概念で、金融領域におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

(2) ブロックチェーンとは、仮想通貨の中核技術として発明された、ピア・ツー・ピア方式によるデータ処理の基盤技術のことをいいます。複数のコンピューターが分散合意形成を行い、暗号署名をしながらブロック単位で複数データを処理する点が特徴です。

(2) 当社グループの強み

当社グループでは、以下の3項目の強みを軸とした経営戦略によって、単独の保険会社では成し得ない企業成長の実現を目指しております。

(高い価格競争力)

インターネット等を駆使した効率的な顧客アプローチやコストの最適化を実施することで、非常に低い事業費率を実現し、圧倒的な価格競争力を獲得しております。また、そのメリットをお客様に還元することで「顧客中心主義」の徹底というSBIグループの基本的な経営観を体現しております。

(SBIグループのシナジーネットワーク)

インターネットリテラシーの高い顧客層で構成されているSBIグループの顧客基盤や、全国の地域金融機関とのリレーション、SBIグループの投資先である先進技術を保有するベンチャー企業など、SBIグループが有する事業ネットワークに即時にアクセスできる優位性を活用することで、高い効率性をもって当社グループの顧客基盤を拡充しております。

(最先端テクノロジーの活用)

AI・ビッグデータなどの最先端テクノロジーを導入することで、より顧客の利便性に資する商品やサービスの開発を行うと同時に、事業費の削減を加速し更なる保険料の引き下げを実現するなどの取り組みを行っております。

(3) 経営戦略

当社グループでは、急速な技術革新や不透明な経済情勢等の経営環境の変化に適切に対応するため、中期経営計画をローリング方式にて策定しております。現中期経営計画では、重点取組項目として、グループシナジーを高め、経営効率を一層向上させていくこと、InsurTech（ 3 ）等の先端技術を商品開発や業務効率化に活用し保険業に新たな価値を創造していくこと、M&A等によるニッチ市場の継続的開拓に取り組み事業基盤を拡大していくことの3点を経営戦略の軸に据えております。

グループシナジーの深化による効率的な販路の拡充とグループ経営基盤の発展

インターネットリテラシーの高いSBIグループの顧客層へのアクセスや、グループの事業ネットワークの活用により、効率性を追求した販路の開拓を推進してまいります。また、当社グループ内における子会社各社の位置付け・役割の明確化、保険商品のクロスセリング（ 4 ）の強化など、グループシナジーを最大化する営業力の強化を推進することに加えて、各社の重複業務を洗い出して集約を進め、業務を効率化することで、収益力を強化してまいります。また、コンプライアンスやリスクに関する子会社各社の取り組みや課題を集約し、企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの強化を図っていくとともに、戦略的パートナーとの提携促進など、当社グループ全体のシナジーを高める経営基盤の発展を図ってまいります。

テクノロジーを駆使した業界内における差別化と顧客利便性の追求

インターネットを駆使したローコスト・オペレーションにより実現する価格競争力は当社グループの競争力の源泉となっておりますが、今後、これを一層高めるべく、最先端テクノロジーの活用を積極的に行い、同業他社との更なる差別化を推進してまいります。具体的には、事業費の削減を図る目的で、RPA（Robotic Process Automation）（ 5 ）の導入を重点的に推進し、間接部門の生産性向上及びコスト削減に引き続き取り組んでまいります。また、AI・ビッグデータを活用し、損害率の改善を目的とした不正検知モデルの構築や、マーケティングにおける効率的な顧客アプローチモデルの構築等を進めてまいります。加えて、SBIグループの投資先である先進技術を保有するベンチャー企業などからも積極的に技術を導入することで、顧客利便性を高めたサービスの提供を追求してまいります。

ニッチ市場の開拓と商品開発力の強化

ニッチ市場の開拓にあたっては、新商品の開発及び市場への投入を継続して実施することが効果的であるため、保険商品を迅速かつ安価に開発できる商品開発体制の構築を目指してまいります。また、SBIグループ全体で推進するグループ外企業とのアライアンス戦略に沿って、さまざまな業種・業態の中で独自の顧客基盤を有する外部パートナー企業と提携することで、個々の局地的市場へオーダーメイド商品を提供するニッチ戦略を推進し新市場の開拓に取り組んでまいります。加えて、M&Aの見込先を安定的に確保し、少額短期保険市場を中心としたニッチ市場の開拓にも継続的に取り組むことで事業基盤の拡大を推進してまいります。なお、M&Aの候補先については、当社グループ各社とのシナジーを期待できる経営方針、商品性、販路等を有することを前提に、グループ全体の成長に資する取り組みとなることを目指して検討してまいります。

（ 3 ）InsurTechとは、保険（Insurance）と技術（Technology）を組み合わせた概念で、金融領域のうちとりわけ保険業界におけるテクノロジーを活用したイノベーションの総称をいいます。

（ 4 ）クロスセリングとは、ある商品の購入者や購入希望者に対し、関連する別の商品の購入を提案することをいいます。

（ 5 ）RPA（Robotic Process Automation）とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉です。人が行う作業をコンピュータ上で再現しようとするAIや、AIが反復によって学ぶ「機械学習」といった技術を用いて、主にバックオフィスにおけるホワイトカラー業務の代行を行う技術やシステムをいいます。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、主な経営指標として、連結経常利益及び各事業のセグメント利益（経常利益）、保有契約件数等のKPI（Key Performance Indicator）を重視しております。顧客中心主義の体現、SBIのグループシナジー、テクノロジーの活用等により顧客基盤の更なる拡充を図りつつ、株主に対して安定的な利益配当を実現していくための収益性の確保を目指してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後の経済動向について、海外経済は新型コロナウイルス感染症のワクチン普及などにより、世界的な流行拡大によって大きく落ち込んだ状況からは持ち直しが見込まれます。国内においても、政府の総合経済対策による効果やデジタル化・グリーン化関連の民間投資の拡大などによりプラス成長が見込まれるものの、国内のワクチン普及には相応の時間を要するため対面サービス消費の回復は限定的となることを見通されることに加え、雇用所得環境の悪化により個人消費の低迷が長期化する懸念もあることから、国内景気の回復は緩やかなペースに留まるものと見込んでおります。

（損害保険市場）

損害保険市場は、少子高齢化やシェアリングエコノミーの拡大に伴う新車販売台数の伸び悩みや、自動車安全技術の向上による損害率低下を受けた保険料の引き下げなどにより、中長期的には自動車保険市場が緩やかに縮小していくものと考えられます。また、近年、大規模な台風や地震等が頻発し被害が甚大化する中において、国内の自然災害に伴う保険金支払いは増加傾向にあります。一方、企業向け賠償責任保険などの新種保険の伸長により従来の自動車保険中心の市場構成にも変化がみられ、顧客の多様化する補償ニーズを捉えた新たな保険市場の創出などにより、市場全体は今後も緩やかな拡大が続くものと当社グループでは見込んでおります。

こうした市場環境の中、自動車保険などの損害保険契約の手続きは、自動車販売代理店等での対面形式で実施される割合が9割超を占める構成となっております。このようなリアルな販売代理店網を主たる販売チャネルとするビジネスモデルは高コスト構造となる傾向があるほか、新型コロナウイルス感染拡大による対面営業の制限などの影響を受けることから、足元の競争環境はインターネットの駆使や最先端テクノロジーを活用したローコスト・オペレーションに強みを持つダイレクト型損保にとって、シェア拡大の商機となると当社では考えております。また、データやデジタル技術を用いて顧客に新しい体験価値を提供する保険サービスの開発競争も活発化されており、今後もこのトレンドは継続するものと捉えております。

(生命保険市場)

生命保険市場は、2025年に「団塊の世代」層すべてが後期高齢者（75歳以上）となることや平均寿命の延伸、生命保険の加入中核層である働き盛り世代（30～40歳代）の人口減少などを受けて、伝統的な死亡保障関連のニーズが緩やかに縮小していくものと考えられます。また、足元では税制見直しによる経営者向け保険の販売減少や金利低下を受けた外貨建て保険の販売低迷などもみられる一方で、健康寿命への関心の高まりなどを受け、医療保険やがん保険、就業不能保険などいわゆる「第三分野」商品市場の拡大や疾病予防サービスなどの健康寿命延伸に関連する付随サービス等への需要増加が見込まれることから、個人保険市場全体は今後も一定規模が維持されるものと当社グループでは考えております。

日本経済は家計の実収入が伸びない中において、消費税率の引き上げの影響や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う雇用所得環境の悪化等の影響が継続される懸念があり、今後、家計における保険料支出割合の一層の低下が見込まれます。こうした環境を受け、“保険のリストラ”が必要となる顧客の比率は高まる一方で、感染症の拡大は死や病気に対してのリスク意識を高め、保険加入ニーズが喚起される機会ともなっており、自分のリスクに見合った保険商品をインターネット等で検索し、能動的に選択する顧客が増加することが予想されます。また、住宅ローン市場については、引き続き低金利環境が継続するものと見通されることから、借り換え需要を背景に、団体信用生命保険の市場が大きく縮小するリスクは少ないと考えております。そのため、このような顧客に効率的にアクセスできる事業ネットワークやグループ顧客基盤を有することは、今後の生命保険市場における競争力の源泉となると捉えております。

(少額短期保険市場)

少額短期保険市場は、損害・生命保険業と比較して法令上の参入規制が緩やかであることから、異業種による参入も多く見受けられ、2021年3月末現在で登録事業者は109社（前年度末比7社増加）となりました。また、損害・生命保険業と比較すると、その市場規模は相対的に小規模であるものの、毎年順調な市場拡大を続けており、現在では年間の収入保険料が1,000億円を超える規模へと成長しております。一方で、業界規模の拡大に伴い、少額短期保険業者の経営ガバナンス力の強化とコンプライアンスの徹底による経営基盤の更なる発展は、今後、業界一丸となって市場拡大を目指す現状において、対処すべき課題であると当社グループでも捉えております。

現状、少額短期保険事業の登録事業者の多くは小規模であることから、M&Aなどによる再編が生じやすい環境にあります。M&Aの実施においては、経営方針、商品性、販路等の面において双方のシナジーが期待でき、更なる事業基盤の拡大が見込まれることはもとより、リスク管理やコンプライアンス管理等の知見をグループ会社間で集約・共有し、高いコーポレート・ガバナンス体制を築いていくことが、少額短期保険市場において確固たる地位を確立するに不可欠な要素となると捉えております。また、今後は、多様化する顧客の補償ニーズに応える形で保険のニッチ市場が拡大し、FinTech活用等によるオーダーメイド型保険などの新商品開発によって新市場が開拓されていくことが見込まれます。当社グループは、損害保険から生命保険まで幅広い商品を提供する、いわゆるフルライン型の少額短期保険グループであり、その強みを活かすことで、顧客ニーズを踏まえた商品ラインナップの更なる拡充や、M&Aの積極検討等に取り組むことにより、成長を更に加速していくことが可能と考えております。

2【事業等のリスク】

当社グループが営む事業におけるリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。当社グループでは、前述の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の経営理念や経営戦略等を踏まえつつ、財務の健全性及び業務の適切性を確保し、保険契約上の責務を確実に履行することを目的として、「グループリスク管理基本方針」等を定め、それに則り、グループを取り巻く様々なリスクを総合的に把握し、リスクの特性等に応じた適切な方法で、リスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

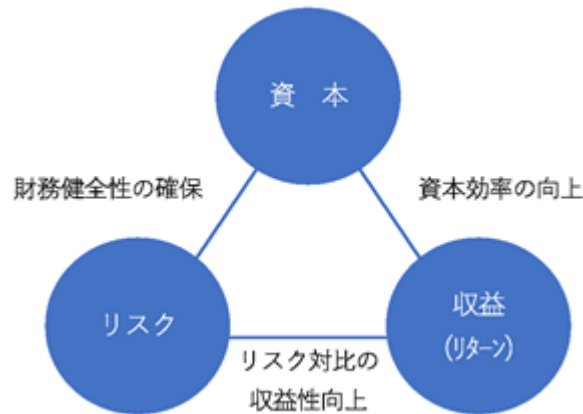
当社グループでは、半期ごとにリスクのプロファイルを更新し、現在グループとして抱えているリスクの洗い出しやそれへの対応状況等についての把握を行っております。また、その一環として、これまでとは異なる要因や環境の変化により発生し、企業に重要な影響を及ぼすリスクである「エマージングリスク」についてのプロファイルも実施し、可能である限り網羅的なリスクの特定に努めておりますが、現時点では予見出来ない、あるいは重要とは見なされていないリスクによる影響を、将来的に受ける可能性があります。

当社グループがプロファイルしたリスクを項目ごとに分類した一覧は下表のとおりであり、それぞれのリスクの概要や主要な管理方法については、以下(1)から(12)までに記載しております。

大分類	小分類
(1) 保険引受に関するリスク	損害保険の引受に関するリスク 生命保険の引受に関するリスク 少額短期保険の引受に関するリスク 再保険に関するリスク
(2) 保険業界を取り巻く環境に関するリスク	我が国の経済動向に起因するリスク 保険業界における競争激化に起因するリスク 保険マーケットの変化に起因するリスク 新技術又は技術革新に対応出来ないリスク 保険業法の規制に関するリスク 当社グループの事業運営に係る法規制等の改正や新設に関するリスク
(3) 資産運用に関するリスク	金利変動に関するリスク 株価変動に関するリスク 為替変動に関するリスク 信用リスク
(4) 流動性リスク	-
(5) 事業運営に関するリスク	事務リスク 従業員、代理店、外部の業務委託先及びお客様等の不正により損失を被るリスク 外部の業務委託先に関するリスク 人材確保・労務に関するリスク
(6) 事業中断に関するリスク	-
(7) 情報漏えいに関するリスク	-
(8) システムリスク	-
(9) 風評リスク	-
(10) M&Aに関するリスク	-
(11) リスク管理の有効性に関するリスク	-
(12) 予測が困難な外的要因によるリスク	-

これらに加えて、当社グループでは、持続的な企業価値の向上に向け、統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）態勢の整備も進めております。

具体的には、以下のような関係となる、収益（リターン）・リスク・資本をバランスよく一体的に管理し、財務の健全性を確保しつつ、収益性や資本効率の向上を図ることとなりますが、当社グループにおいては、その達成に向けた様々な取り組みを実施しております。



なお、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 保険引受に関するリスク

損害保険の引受に関するリスク

当社グループの損害保険事業においては、自動車運転に関わるリスクや地震・台風等の自然災害に関わるリスク等を引き受けております。保険料設定時に想定している経済情勢や保険事故発生率等が、その想定に反して変動した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。とりわけ、地震・噴火・台風・水災・大雪その他の大規模な自然災害が、広範囲あるいは人口密集地において発生した場合には、更にその影響が大きくなる可能性があります。このような場合に備えて、当社グループは保険業法の定めにより異常危険準備金等を積み立てておりますが、この準備金等が実際の保険金支払いに対して十分ではない可能性もあります。このような予測を超える頻度や規模で自然災害が発生した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、定期的な損害率等の主要な指標に関するモニタリングの実施、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握とアクションプランの整備及び再保険を活用したリスクの移転等が挙げられます。

生命保険の引受に関するリスク

当社グループの生命保険事業における収益は、保険料率の設定や責任準備金の額を決定するために使用する計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率）が、どの程度実績値と一致するか等によって大きく左右されます。予定死亡率よりも実際の死亡率が高かった場合、予定利率よりも実際の資産運用利回りが低かった場合及び予定事業費率よりも実際の事業費率が高かった場合には、想定よりも低い水準での収益しか得られないこととなります。生命保険事業においては、保険期間が長期に亘るという契約の特質上、このような前提としている指標に関する不確実性が内在するため、想定と大きく異なった保険金支払い等の事象が発生した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、生命保険事業だけではなく、損害保険事業等においても同様ですが、保険業法及びその施行規則に従い、将来の保険金や給付金の支払いに備えて、「責任準備金」を積み立てる必要があります。これは、保険契約にて保障（補償）される事象の発生する頻度や時期、保険金等の支払額、資産運用額等についての一定の前提を置いた上での見積りとしていますが、このような前提と実際の結果に乖離が生じた場合や、環境の変化等により将来乖離することが想定される場合には、責任準備金の積増しが必要となることがあります。この責任準備金は、当社グループにおける負債の中で最も大きな部分を占めますが、その内訳として生命保険事業に係るものが最大の割合を占めているため、特に生命保険事業において大きな乖離等が生じた場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、定期的な事故発生率等の主要な指標に関するモニタリングの実施、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握及び再保険を活用したリスクの移転等が挙げられます。

少額短期保険の引受に関するリスク

当社グループの少額短期保険事業においては、地震・台風等の自然災害に関わるリスクからペットの診療費に関わるリスクまで、様々なリスクを引き受けております。保険料設定時に想定している経済情勢や保険事故発生率等が、その想定に反して変動した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。とりわけ、地震・噴火・台風・水災・大雪その他の大規模な自然災害が、広範囲あるいは人口密集地において発生した場合には、更にその影響が大きくなる可能性があります。このような場合に備えて、当社グループは保険業法の定めにより異常危険準備金等を積み立てておりますが、この準備金等が実際の保険金支払に対して十分ではない可能性もあります。このような予測を超える頻度や規模で自然災害が発生した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、少額短期保険業者に対して適用されている、いわゆる「経過措置」(1)については、2023年3月末までの延長が認められておりますが、その後においてこの経過措置の延長等がなされず、引受可能な保険の上限金額が引き下げられた場合には、これによる収入保険料の減少等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、定期的な損害率等の主要な指標に関するモニタリングの実施、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握及び再保険を活用したリスクの移転等が挙げられます。また、「経過措置」につきましても、継続的にその動向をモニタリングしております。

(1) 「経過措置」について

2005年の保険業法改正により制度が創設された少額短期保険業者において、それまで共済事業を行っていた者に関しては、激変緩和のため、保険引受けの上限金額に経過措置(例：死亡保険における被保険者1人あたりで引受可能な保険の上限：本則では300万円・経過措置では1,500万円等)が適用され、この経過措置は、2012年の保険業法改正により一度延長され、2018年3月末にその期限が到来することになっていましたが、再度2023年3月末まで延長されたものです。

再保険に関するリスク

当社グループにおいては、引き受けた保険責任を分散し収益を安定させることを目的として再保険を利用しておりますが、再保険市場の環境変化により再保険料が高騰する場合や十分な再保険の手当てが出来ない場合があります。また、再保険会社の破綻等により再保険金が回収不能となる信用リスクも伴うため、これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、出再先の再保険会社の財務格付け等に関するモニタリングや出再先の分散等が挙げられます。

(2) 保険業界を取り巻く環境に関するリスク

我が国の経済動向に起因するリスク

当社グループが営む事業においては、その収益の多くが日本国内にて生み出され、かつ個人向け保険商品の販売に起因するものであることから、我が国の景気や個人消費の動向等による影響を受けやすく、今後個人消費が大きく低迷する経済局面が到来した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

当社グループの業績は、国内の景気や個人消費の動向等による影響を受けやすいものとなっております。今後個人消費が大きく低迷する経済局面が到来した場合には、当社グループの保険商品への需要の低下や個人保険の解約・失効の増加、資産運用収支の悪化等のおそれがあり、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

保険業界における競争激化に起因するリスク

当社グループは、保険マーケットにおいて、他の損害保険会社や生命保険会社等との激しい競争に直面しております。競合他社の中では、当社グループに比べて、商品内容やラインナップ、保険料水準等において優位性を有している会社があります。また、新規参入や経営統合によるシナジー効果の発揮等により、高い競争力を有した会社が今後新たに出現し、当社グループが、価格面や商品面等でこのような会社に劣後した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、SBI損害保険株式会社は、いわゆるダイレクト損保に分類される保険会社であります。マーケットにおいて、ダイレクト損保は、それ以外の競合他社に比べて価格優位性はあっても、サービス品質が低いとのイメージが広まった場合、ダイレクト損保のマーケットシェアが拡大せず、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

保険マーケットの変化に起因するリスク

人口減少や少子高齢化、回復基調ではあっても大きくは回復しない個人消費の動向等を背景として、我が国の生命保険マーケットは、総保有契約高の減少をはじめとする様々な影響を受けております。とりわけ若壮年層の人口減少や保険ニーズの低下は、マーケット規模の縮小を生み、これにより当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、当社グループが取り扱う損害保険商品のうち、基幹商品となるのは自動車保険であります。自動車保険マーケットは、新車登録台数の動向が不安定であることや軽自動車等の比較的安価な車両の保有割合が上昇していること等により、ほぼ横ばいの状態であります。今後マーケット規模が大幅な縮小に転じた場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。本リスクについては、前述の「エマージングリスク」に係る管理を通じて、想定されるリスクの洗い出しや今後の施策の整備等について、継続的に対応してまいります。

新技術又は技術革新に対応出来ないリスク

自動車における自動運転技術の普及や医療技術の進歩等、近年保険業界を取り巻く技術水準の進化は急速に進んでおります。そして、これら技術革新を金融分野に応用するいわゆるFinTechについても、今後その本格的な推進が想定されます。例えば、自動車の自動運転技術が一般化すれば、自動車事故が減少し保険ニーズが低下することが想定され、これにより自動車保険マーケットは大きく変貌することとなります。また、疾病の発症予測精度の向上や新しい診断・治療技術の開発等により、現行商品の補償（保障）内容や補償（保障）額ではお客様のニーズに応えられなくなり、競争力を失ってしまうリスクがあります。当社グループは、このような技術革新に合わせた商品やサービスを提供しつつ、事業の継続的な拡大を図っていく必要がありますが、これへの対応が出来ない、あるいは不十分である場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。本リスクについても、前述の「エマージングリスク」に係る管理を通じて、想定されるリスクの洗い出しや今後の施策の整備等について、継続的に対応してまいります。

保険業法の規制に関するリスク

当社グループは、保険業法及び関連法令の下、金融庁による包括的な規制等の監督を受けております。例えば、保険業法においては、業務範囲の制限、資産運用における運用範囲の制限、一定の準備金の確保及び最低限のソルベンシー・マージン比率（２）の維持等が定められております。また、同法においては、内閣総理大臣に対し、各種の報告徴求や会計記録等に関する立ち入り検査の実施等、広範な権限を与えております。

我が国において、保険持株会社、損害保険会社及び生命保険会社は免許制であり、少額短期保険業者は登録制であります。免許や登録に特段の期限の定めはないものの、これらの会社が、法令や定款に違反した場合、又は公益を害する行為をした場合等には、内閣総理大臣は、業務の全部もしくは一部を停止させる、あるいは免許を取り消すこと等ができる旨も保険業法により定められております。

本書提出日現在において、当社グループにおいて上述の事由に該当する事実はありませんが、将来において免許が取り消される等の事態が生じた場合には、その会社は事業の継続が出来なくなり、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

（２）「ソルベンシー・マージン比率」について

保険会社は、一定程度の保険金等の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」に対しては、保険金の支払いを予め見込んで「責任準備金」として積み立てています。一方で、大規模な災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化等の「通常の予測を超えたリスク」に対しては、「自己資本」や「準備金」等で対応することになります。つまり、「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」や「準備金」等の支払余力を有するかを示す財務健全性に関する指標となります。

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社に対して、早めの経営改善を促すための指標となるものであり、これが200%を下回ると、内閣総理大臣により早期に正措置命令が発動されることとなります。

当社グループの事業運営に係る法規制等の改正や新設に関するリスク

当社グループの保険事業に係る法規制等の改正や新設があった場合、当社グループの事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。例えば、国際会計基準審議会は、保険負債の現在価値評価を含む、保険契約に係る新しい会計基準を公表しております。この新しい会計基準が導入された場合には、その時々々の金利水準等の要素を考慮して責任準備金を計算することとなりますが、想定している以上の責任準備金の積立が必要となる可能性があります。このように、当社の事業運営に関わる法規制等に改正や新設が生じた場合には、これへの対応に係る追加的なコストの発生等も含めて、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(3) 資産運用に関するリスク

金利変動に関するリスク

保険契約が長期に亘る生命保険事業を行っているSBI生命保険株式会社においては、保険契約の引受によって生じる負債の特性に合わせて運用資産を適切に管理し、長期的にも資産・負債のバランスを保ちながら、安定的に収益を確保することを目的として、「ALM」(Asset Liability Management: 資産・負債の総合的管理)を実施しております。ALMにおいては、保険契約者に対する債務のデュレーション(残存期間)と運用資産のそれをマッチさせることが基本となりますが、これがミスマッチとなった場合には、金利変動リスクが生じる可能性があります。

具体的には、(現在のマイナス金利状態を含む)金利の低下局面においては、平均運用利回りが低下する一方で、既に保有している保険契約において設定している予定利率は変わらないため、いわゆる逆ざやが発生することがあり、これにより当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

これとは逆に、金利の上昇局面においては、平均運用利回りも上昇しますが、保有する公社債の価格が下落することにより、評価損や減損が発生することがあります。また、保険契約者がより高利回りとなる他の金融商品を選択することにより、解約率が上昇することがあります。これらにより当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

株価変動に関するリスク

株式市場の下落による、有価証券評価損・売却損の発生又は有価証券含み益・売却益の減少を通じて、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。また、保有するその他有価証券の評価差額金が減少する場合には、当社グループの純資産の減少及びソルベンシー・マージン比率の低下が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、株式市場の状況等に関するモニタリングや、保有する株式の価値が、設定した一定の基準に抵触するまで下落し、その後も回復が見込めないと判断される場合には、それを売却して損失を確定させる等とする「ロスカット・ルール」の運用等が挙げられます。

為替変動に関するリスク

当社グループは、外貨建て資産を保有しておりますが、為替相場に大きな変動が生じた場合、為替ヘッジをしていない資産において、あるいはフルヘッジとしていたとしても、国内外の金利差が拡大し、ヘッジコストが高まった場合には損失が発生し、これらにより当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、為替相場やヘッジコストの状況等に関するモニタリングの実施等が挙げられます。

信用リスク

当社グループが保有する債券において、信用格付けの引き下げ等により、その発行体の信用力が低下した場合には、当該債券の市場価格も低下し、有価証券売却損や有価証券評価損が発生することがあります。また、発行体の財政状態が悪化することにより、元利金の不払い等の債務不履行に陥ることがあります。これらにより当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、与信先の財務状況等に関する定期的なモニタリングの実施等が挙げられます。

(4) 流動性リスク

当社グループが営む保険事業においては、保険金、給付金及び解約返戻金等の支払いに備え、流動性を確保する必要があります。当社グループにおいては、各社の事業特性に応じて、十分な流動性資産を保有する等の適切な流動性の管理を行っております。その一方で、公社債等の流動性が低い資産も保有しているため、大量あるいは大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、大規模な自然災害の発生による支払保険金の増加等により資金ポジションが悪化した結果、著しく低い価格でこれを売却することを余儀なくされることも含め、通常よりも著しく高いコストでの資金調達が必要となる場合もあります。この場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、資金繰りの状況に関する定期的なモニタリングの実施や特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握等が挙げられます。

(5) 事業運営に関するリスク

事務リスク

当社グループの事業運営においては、保険契約の申込み、保険料の請求、保険金等の支払の保険契約の管理や資金決済等をはじめとして、極めて多岐に亘る事務プロセスが存在します。そのため、当社グループでは、手順書の整備や、重大な事務ミスが発生した場合には、その事例検証に基づく再発防止策の策定等により、事務リスク管理を行っております。しかしながら、これが十分に機能せず、重大な過失や不正行為等により、お客さまが損害を被った場合や当社グループの事務プロセスを大幅に見直す必要が生じた場合、あるいは訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要した場合や結果として損害賠償を命じられた場合等には、その補償や追加的なコストの発生等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

従業員、代理店、外部の業務委託先及びお客様等の不正により損失を被るリスク

当社グループの事業運営においては、従業員、代理店、外部の業務委託先及びお客様等の詐欺やその他の不正行為により、損失が生じるリスクがあります。

当社グループの従業員や販売代理店は、営業活動等を通じて、お客様の個人情報・経済情報を知りうる立場にあるため、この情報を利用して、詐欺、違法な販売活動やなりすまし犯罪等の不正が行われる可能性があります。また、お客様も、反社会的勢力であることを秘匿して当社グループと取引をする、あるいは保険契約を利用した詐欺やマネーロンダリング等の不正行為をすることがあります。当社グループでは、契約引受時や保険金支払時等において、これらを防止するあるいは見破るための態勢を整備しておりますが、完全には排除できない可能性があります。

これらの事象が生じ、当社グループのイメージが大きく低下した場合、あるいは訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要した場合や結果として損害賠償を命じられた場合、行政処分を受けた場合等には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

外部の業務委託先に関するリスク

当社グループにおいては、例えば、情報システムの開発・保守・運用、お客さまへの各種通知等の印刷、SBI損害保険株式会社にて提供しているロードサービスや損害調査サービス、文書保管等のように、一部の業務を外部業者に委託しております。この外部業者において何らかの事故等が生じ、委託している業務の一部又は全部が停止した場合には、当社グループからお客さまに対しサービスが提供出来なくなる可能性があります。更には、このような業務の停止が長期化する場合には、当社グループでは代替手段を検討することとなりますが、速やかかつ合理的なコストでの導入が困難である可能性があります。このような場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、社内規程にて定める事前確認や審査に基づく委託契約の締結や、委託後における適切な業務の遂行に係る指導や管理、そして定期的な監査の実施等が挙げられます。

人材確保・労務に関するリスク

当社グループが営む保険事業においては、特に保険数理、資産運用及びリスク管理等の分野について、高度な専門性を有した人材を配置する必要があります。そのため、当社グループでは、優秀な人材の確保、育成・定着に努めておりますが、これらが不十分であった場合には、当社グループの商品性や収益性等が他社に比べて劣ることとなるため、経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、処遇や勤務管理等の人事労務面や、職場の安全衛生管理面での問題等に起因して、当社グループ従業員から訴訟等が提起される可能性があります。この場合には、その解決には相当程度の時間及び費用を要する場合があります。また、結果として損害賠償を命じられた場合には、当社グループの社会的信用、経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

本リスクに係る主な管理方法として、専門性の高い人材に係る採用や配置をより効果的・効率的に行うための当社によるグループ一元管理の推進、「目標管理制度」や「360度評価制度」等による公平な人事制度の運用及び時間外労働時間や休暇の取得状況に関するモニタリング等が挙げられます。

(6) 事業中断に関するリスク

当社グループは、地震・噴火・台風・水災・大雪等の大規模な自然災害、新型インフルエンザ等の感染症の大流行、電気・ガス・水道等の社会インフラの大規模な障害等の発生に備えて、事業継続計画等を策定し、これら不測の事態においても、継続的に事業を運営出来る体制の整備に努めておりますが、このような危機管理にもかかわらず、当社グループの事業継続が阻害された場合、あるいは想定を超える影響を受け、設備やインフラの回復等に多額の費用や長期間を要することとなった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

また、このような状況下において、当社グループの事業が継続出来ていたとしても、社会・経済全体の活動が低下することによる影響を受けることにより、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(7) 情報漏えいに関するリスク

当社グループ（業務運営上、関連する外部の業務委託先を含みます。）においては、個人情報を含む大量のお客さま情報や当社グループ各社の経営情報等の機密情報を保有しております。その中でも、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、特に適切な取扱いが求められておりますが、近年サイバー攻撃等が多発している状況に鑑み、より厳重な管理態勢を整備しなければならないものと当社は認識しております。

そのため、当社グループでは、プライバシーポリシーを策定するとともに、情報漏えいに関する規程を整備し、これに則った事業運営を実施するほか、SBI損害保険株式会社及びSBI生命保険株式会社においては、情報セキュリティに係るインシデントが発生した場合に、その通知を受け取る窓口として機能し、その状況を他のセキュリティ関連組織と連携して把握・分析し、適切に対応する社内組織である「CSIRT」(Computer Security Incident Response Team)も運営しており、これらの取り組みを通じて厳重な管理に努めておりますが、当社グループ従業員が個人情報を紛失する、あるいは外部からの不正アクセス等によりこれら情報が不正利用等された場合には、訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要する可能性や結果として損害賠償を命じられる可能性、あるいは行政処分を受ける可能性があり、これにより当社グループに対する信頼が損なわれることによる新契約の減少や解約の増加や、これへの対応に要する追加的なコストの発生等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(8) システムリスク

当社グループは、情報システムを利用して、保険募集、契約管理、保険金支払や資産運用等を行っておりますが、その中でも、保険募集においては、インターネットを活用した募集チャネル（ダイレクト募集チャネル）をメインチャネルとしていることもあり、事業運営上、情報システムは極めて重要な機能を担っており、更には、それへの依存度はかなり高い事業体であると言えます。

そのため、自然災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセスや情報システムの開発・運用における不備等により、情報システムの停止・誤作動、不正使用等が発生した場合、事業運営に深刻な影響が生じることを当社は十分に認識しており、上記「CSIRT」のほか、ファイアウォールの設定やウイルス対策ソフトの導入等によるセキュリティ対策の実施や事業継続計画の策定等の各種の対策を講じてはおりますが、これらにもかかわらず重大なシステム障害が発生した場合には、訴訟等が提起され、その解決に相当程度の時間及び費用を要する、あるいはその結果として損害賠償を命じられることも含めた直接的あるいは間接的なコストの発生や、当社グループに対する信頼が損なわれることによる新契約の減少や解約の増加等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(9) 風評リスク

当社グループに対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の記事・投稿等により流布した場合、それが事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社グループの社会的信用に影響を与える可能性があります。当社グループにおいては、これら風評の早期発見に努めるとともに、風評が発生した場合には影響の極小化を図る態勢を整備しておりますが、悪質な風評が流布した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(10) M&Aに関するリスク

当社グループでは、M&Aを当社グループの成長戦略の一角と位置付けております。そのため、買収対象企業の安定的な確保、買収価格を含む適切な買収対象の選定と買収の実行、及び買収後における当社グループの事業運営や企業文化等への適切な適合を行うこと等により、リスク管理を実施しております。

しかしながら、そもそも買収対象が存在しない場合や、条件の合意に至らずに買収が成立しない場合等が想定されるため、必ずしもM&Aという手法を用いた当社グループの成長が保証されているものではありません。また、買収に至った場合であっても、買収後に当該企業の価値が低迷した場合には、減損処理が必要となるリスクもあります。その他にも、当社グループにおける既存事業との補完が十分とはならない場合や、買収企業が展開する商品やサービスにおいて継続的な需要が減衰する場合もあります。これらの事象が生じた場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(11) リスク管理の有効性に関するリスク

当社グループでは、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスクやオペレーショナルリスク等にリスクを分類し、これらの管理手法等を定めた規程を制定すること等により、リスク管理を実施しております。

しかしながら、これらは、過去の経験や歴史的データをベースにして実行しているものであるため、将来発生するリスクを正確には予測出来ず、大きな変動が生じた場合や外部環境が急激に変化した場合等においては、有効に機能しない可能性があります。当社グループでは、当社グループを取り巻くリスクの状況を定期的に把握し、必要に応じてリスク管理手法の最適化を継続的に図っておりますが、これが有効でない場合には、予期していない損失を被る、あるいは行政処分を受ける等の可能性があり、これにより当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

(12) 予測が困難な外的要因によるリスク

上記に掲げるリスク以外にも、国内外での紛争、暴動、テロリズム、過去に例のない大規模な事故・事件等の事前の予測が困難な外的要因により、当社グループの経営成績や財政状態に影響が生じる可能性があります。

以上の当社グループがプロファイルしたリスクのほか、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は次のとおりであります。

(13) SBIグループとの関係について

SBIホールディングス株式会社との資本関係等について

親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当社役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更や剰余金の処分等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

「SBI」の商標使用について

当社グループは、SBIホールディングス株式会社に対し商標使用を申請しその使用の承諾を得て「SBI」の名称を使用しております。当社が、SBIホールディングス株式会社の子会社・関連会社等でなくなった場合等には、「SBI」の商標を使用できない可能性や使用条件が変更される可能性があります。

SBIグループとの取引について

当社グループとSBIホールディングス株式会社を頂点とするSBIグループ各社は、第三者である他社と同等の条件により、営業取引等を行っております。2021年3月期における当社グループと当社グループを除くSBIグループとの主な取引は以下のとおりであります。

取引内容	会社名	取引金額 (百万円)	取引条件の決定方法等
クレジットカード等の決済関連費用の支払	株式会社ゼウス	500	外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。
代理店業務に係る委託手数料等の支払	SBIマネープラザ株式会社	484	外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。
オフィス転貸借契約に伴う賃料等の支払	SBIホールディングス株式会社	398	SBIホールディングス株式会社が一括して賃借したオフィスの転貸借契約に基づく利用であり、専有面積に応じて負担しております。
Webサイト「保険の窓口インズウェブ」を通じた保険見積請求サービスや保険資料請求サービス費用の支払	SBIホールディングス株式会社	395	収入保険料に占める割合や外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。
出向者給与等の支払	SBIコネクト株式会社	375	出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
コールセンター運営に関する業務委託費の支払	SBIコネクト株式会社	372	外部との一般取引条件を考慮し、決定しております。

なお、当社グループ各社は、SBIグループに属する他社との取引条件の適切性を確保するため、SBIグループとの取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に審議をした上で意思決定を行っております。

(14) 配当について

「第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載のとおり、当社は設立（2016年12月19日）から当事業年度末現在までの配当実績はなく、当面の間は期間利益を内部留保し、安定配当の実現に向けた経営基盤づくりのために有効的な活用を行ってまいります。

(15) スtock・オプション行使による株式価値の希薄化について

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり、当社は、当社及び子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたStock・オプション制度を採用しております。また、今後においてもStock・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する政府の経済対策等の効果により持ち直しの動きが一定程度みられたものの、緊急事態宣言時における対面サービス消費の落ち込みや雇用・所得環境の悪化による影響が継続したことなどにより、感染症流行以前を下回る厳しい経済状況となりました。保険業界におきましては、新型コロナウイルス感染症や相次いで発生した大規模自然災害等によって直接的な影響を受けられたお客様に対して、確実な保険金・給付金の支払いを行うために各種特別取扱いを実施するなど、保険事業の社会的責任を全うすべく業界全体で総力を挙げた取り組みが行われました。また、デジタル技術を活用した非対面での各種手続きの実施やリモートワーク等の柔軟な就業環境を整備するなど、災害等の緊急事態においても事業継続を可能とする取り組みが実施されたほか、保険事業の健全な発展を図るため顧客本位の業務運営の観点からも様々な取り組みが推進されました。

このような中、当社グループは保険販売においてインターネット通販等の非対面販売の比重が高いことから、外出自粛要請などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止策から受ける影響は相対的に小さいものに留まりました。また、当該感染症により影響を受けられたご契約者様を対象に、保険料の払込猶予期間の延長や、災害死亡保険金等の支払事由の範囲拡大等の特別措置を継続的に実施しております。加えて、急速な技術革新等を捉えた保険業界におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や、将来予測が困難な経営環境においても機動的・安定的な事業運営が可能なグループ経営体制の構築など、中長期的な企業価値の向上に資する各種取り組みもグループ一丸となって継続的に推進しております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は次のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2020年3月期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2021年3月期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	対前年度増減率 (%)
経常収益	70,467	86,657	23.0
経常利益	2,360	3,852	63.2
親会社株主に帰属する当期純利益	335	763	127.7

経常収益は、すべての事業における保有契約件数が堅調に増加したことが主な要因となり、前年度に比べ16,190百万円増加し、86,657百万円（前年度比23.0%増加）となりました。この増収効果に加えて損害保険事業における保険金支払いの減少や生命保険事業における資産運用が好調に推移したことなどを受け、経常利益は前年度に比べ1,492百万円増加し、3,852百万円（同63.2%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ428百万円増加し、763百万円（同127.7%増加）となりました。

報告セグメント別の経営成績の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	経常収益			セグメント利益(経常利益)		
	2020年3月期	2021年3月期	増減率(%)	2020年3月期	2021年3月期	増減率(%)
損害保険事業	28,822	32,737	13.6	113	779	-
生命保険事業	20,516	27,013	31.7	2,551	3,140	23.1
少額短期保険事業	21,367	27,151	27.1	566	523	7.6
報告セグメント計	70,706	86,902	22.9	3,004	4,443	47.9
セグメント間消去又は調整	239	244	-	644	590	-
連結損益計算書計上額	70,467	86,657	23.0	2,360	3,852	63.2

(注)セグメント利益の「セグメント間消去又は調整」は、当社の一般管理費等による損益であります。

(損害保険事業)

主力商品である自動車保険において、テレビCM等による販売プロモーションの強化やYouTubeなどのデジタル広告の運用効率改善が功を奏し、従来からの強みとしてきた非対面チャネルの販売効率に一層の向上が見られました。加えて、ご契約者様専用のスマートフォンアプリの提供や専用IoTデバイスを用いたテレマティクス関連サービス「SBI損保安全運転プログラム」を提供開始するなど、新しい顧客体験の創出に向けた取り組みも推進しました。また、収益源の多様化に向けて、SBIグループで推進する「地方創生」プロジェクトに沿った地域金融機関との協業や事業法人との提携によるがん保険の団体保険サービスの提供にも継続的に取り組み、ネットとリアル双方の販路強化に努めました。そのほか、国内のダイレクト型損害保険会社では初めて火災保険におけるAI受電システムによる事故受付サービスを導入し、大規模災害の発生直後等で受電が増加する際などにも事故連絡を迅速に受け付けることが可能な体制構築を推進しました。こうした取り組みの結果、2021年3月末の保有契約件数は1,137千件(前年度末比4.2%増加)となりました。

経常収益は、保有契約件数が堅調に増加したことなどにより、前年度比13.6%増加の32,737百万円となりました。また、セグメント利益は、増収効果に加えて保険金支払いの減少等を受け、779百万円(前年度は113百万円)となりました。

(生命保険事業)

団体信用生命保険において、住信SBIネット銀行株式会社提供の住宅ローンのご利用者様向けの販売が堅調に推移したほか、SBIグループで推進する「地方創生」プロジェクトの一環として全国の地域金融機関との提携交渉に継続して取り組み、新たに複数の地域金融機関で取り扱う個人向けローンに対して一括して団体信用生命保険を提供する共同化団信制度を開始しました。また、個人保険分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響によってお客様の医療保険等への関心が高まったことやインターネット等の非対面チャネルでの保険加入が増加傾向となったことなどにより引き続き好調に推移しました。加えて、DX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組みの一環として、お客様が操作中のパソコンやスマートフォンの保険加入手続き画面をオペレーターと共有し、操作方法等の案内を行うことが出来る画面共有サポートサービスを開始するなど、お客様の利便性を高めるサービス拡充にも継続的に取り組みました。こうした取り組みの結果、2021年3月末の保有契約件数は248千件(前年度末比31.0%増加)となりました。

経常収益は、保有契約件数が増加したことに加え、特別勘定資産運用益などの特別勘定()に係る経常収益の増加もあり、前年度比31.7%増加の27,013百万円となりました。また、セグメント利益は、特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用が好調に推移したことや団体信用生命保険における保険料の増収が寄与し、前年度比23.1%増加の3,140百万円となりました。

()変額保険や変額個人年金保険は運用実績を直接契約者に還元するため、契約者に帰属する特別勘定として資産・負債及び損益を区分経理します。特別勘定に係る収益と費用は、それぞれ同額を計上するため利益に影響を与えないものの、損益計算書の経常収益及び経常費用に含めて表示します。

(少額短期保険事業)

2020年9月に、北海道を拠点に賃貸住宅入居者向けの家財保険を提供する常口セーフティ少額短期保険株式会社を子会社化し、SBI日本少額短期保険株式会社と家財保険分野で共同での保険引き受けを開始したほか、営業力の強化に取り組むにあたって少額短期保険グループ内の会社間で営業所を同時出店するなど、グループシナジーを追求する取り組みを推進しました。また、SBIいきいき少額短期保険株式会社は葬儀分野においてサービスを提供する株式会社セレモアと業務提携したほか、SBIリスタ少額短期保険株式会社は木造建物用の制振ダンパーへの地震補償付帯プランを株式会社オーディーエムと共同開発、SBIプリズム少額短期保険株式会社は大手ホームセンター、犬猫譲渡団体と協業した新たな取り組みを開始するなど、外部パートナー企業とのアライアンスに基づいた新サービスの開発・提供を推進しました。加えて、SBI日本少額短期保険株式会社は、ブロックチェーン・プラットフォーム「Corda」を活用した代理店・募集人管理基盤システムを開発するなど、先進技術の活用による間接部門の生産性向上やコスト削減にも積極的に取り組みました。こうした取り組みの結果、2021年3月末の保有契約件数は941千件（前年度末比17.5%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数が堅調に増加したことなどにより、前年度比27.1%増加の27,151百万円となりました。一方、セグメント利益は、前年度に比べのれんを含む無形固定資産に係る償却費が増加したことなどにより、前年度比7.6%減少の523百万円となりました。

前連結会計年度末（2020年3月31日）から当連結会計年度末（2021年3月31日）までの各セグメントごとの保険契約の保有件数の推移は次のとおりであります。

(単位：千件)

	前連結会計 年度末 2020年3月31日	第1四半期末 2020年6月30日	第2四半期末 2020年9月30日	第3四半期末 2020年12月31日	当連結会計 年度末 2021年3月31日
損害保険事業	1,091	1,101	1,116	1,127	1,137
生命保険事業	189	200	214	233	248
少額短期保険事業	801	819	913	927	941

(注) 上表の生命保険事業の保有件数には、団体保険の被保険者数を含めております。また、第2四半期末から、新たに連結子会社となった常口セーフティ少額短期保険株式会社の保有件数を少額短期保険事業の保有件数に含めております。

各事業を構成する子会社の保険引受の状況等は次のとおりであります。

損害保険事業

SBI損害保険株式会社

(保険引受の状況)

保険引受利益

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
保険引受収益	26,777		30,997	
保険引受費用	21,262		23,510	
営業費及び一般管理費	7,718		8,355	
その他収支	0		0	
保険引受利益	2,204		869	

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などであります。

保険種目別の保険料・保険金

a 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	431	1.6	534	1.7
海上	-	-	-	-
傷害	-	-	1	0.0
自動車	24,908	93.4	29,052	93.8
自動車損害賠償責任	317	1.2	266	0.9
その他	1,022	3.8	1,128	3.6
(うち費用・利益)	(978)	(3.7)	(1,073)	(3.5)
(うち賠償責任)	(42)	(0.1)	(39)	(0.1)
(うち動産総合)	(0)	(0.0)	(15)	(0.0)
合計	26,680	100.0	30,982	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものであります。

b 元受正味保険料

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	1,129	2.9	1,365	3.0
海上	-	-	-	-
傷害	-	-	1	0.0
自動車	36,684	94.1	42,805	93.6
自動車損害賠償責任	-	-	-	-
その他	1,178	3.0	1,540	3.4
(うち費用・利益)	(1,130)	(2.9)	(1,473)	(3.3)
(うち賠償責任)	(46)	(0.1)	(52)	(0.1)
(うち動産総合)	(0)	(0.0)	(15)	(0.0)
合計	38,991	100.0	45,712	100.0

(注) 元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。

c 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	174	0.9	56.6	140	0.8	45.6
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	0	0.0	12.1
自動車	18,695	97.2	89.0	16,932	96.9	70.5
自動車損害賠償責任	224	1.2	70.8	223	1.3	83.7
その他	136	0.7	16.5	175	1.0	18.9
(うち費用・利益)	(136)	(0.7)	(16.5)	(174)	(1.0)	(19.8)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(0)	(0.0)	(0.1)
(うち動産総合)	(0)	(0.0)	(0.5)	(0)	(0.0)	(4.8)
合計	19,230	100.0	85.5	17,471	100.0	68.3

(注) 1. 正味支払保険金は、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

(資産運用の状況)

資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	8,757	18.8	14,248	24.2
買入金銭債権	797	1.7	898	1.5
金銭の信託	2,489	5.3	136	0.2
有価証券	19,352	41.5	29,320	49.9
土地・建物	148	0.3	142	0.3
運用資産計	31,545	67.6	44,746	76.1
総資産	46,676	100.0	58,768	100.0

利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額	運用利回り	金額	運用利回り
預貯金	0	0.00	5	0.04
買入金銭債権	2	0.45	4	0.60
金銭の信託	64	2.12	-	-
有価証券	937	4.47	448	1.73
土地・建物	-	-	-	-
小計	1,004	2.88	459	1.15
その他	-	-	-	-
合計	1,004	-	459	-

(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：%)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
537.1	545.5

生命保険事業

SBI生命保険株式会社

(保険引受の状況)

保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	106	253,205	125	380,368
個人年金保険	3	21,810	3	26,020
団体保険	-	2,203,813	-	3,228,996
団体年金保険	-	-	-	-

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約と年金支払開始後契約の責任準備金の合計額であります。

b. 新契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	11	96,066	25	145,168
個人年金保険	-	-	-	-
団体保険	-	365,549	-	1,026
団体年金保険	-	-	-	-

(注) 団体保険の金額は、新契約として計上された月の単月の新契約高であります。

年換算保険料

a. 保有契約

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
個人保険	5,087	5,700
個人年金保険	1,429	1,219
合計	6,516	6,919
うち医療保障・生前給付保障等	2,654	2,923

b. 新契約

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
個人保険	511	955
個人年金保険	27	25
合計	539	980
うち医療保障・生前給付保障等	122	426

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(資産運用の状況)

資産の構成(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	9,658	9.6	9,430	9.4
買入金銭債権	-	-	2,399	2.4
有価証券	86,129	85.7	83,554	83.0
公社債	33,461	33.3	21,050	20.9
株式	454	0.5	454	0.5
外国証券	19,653	19.5	26,491	26.3
公社債	17,592	17.5	22,928	22.8
株式等	2,061	2.0	3,562	3.5
その他の証券	32,558	32.4	35,557	35.3
貸付金	247	0.2	153	0.2
保険約款貸付	247	0.2	153	0.2
一般貸付	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-
その他	4,510	4.5	5,151	5.0
貸倒引当金	7	0.0	2	0.0
合計	100,538	100.0	100,687	100.0
うち外貨建資産	17,460	17.4	23,757	23.6

運用利回り(一般勘定)

(単位:%)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現預金・コールローン	0.06	0.06
買入金銭債権	-	0.16
有価証券	3.27	4.24
うち公社債	3.20	6.49
うち株式	0.82	0.78
うち外国証券	3.50	3.52
貸付金	2.90	3.13
うち一般貸付	-	-
一般勘定計	2.44	3.05
うち海外投融資	3.34	3.49

(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:%)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
957.6	898.1

少額短期保険事業

(保険引受の状況等)

SBIいきいき少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
元受正味保険料	4,636	5,012
正味収入保険料	2,998	3,438
正味支払保険金	1,165	1,462

(単位：%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ソルベンシー・マージン比率	2,763.9	1,974.1

SBI日本少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
元受正味保険料	5,590	5,665
正味収入保険料	279	283
正味支払保険金	55	68

(単位：%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ソルベンシー・マージン比率	2,036.4	2,273.3

SBIリスタ少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
元受正味保険料	450	1,061
正味収入保険料	378	817
正味支払保険金	1	136

(単位：%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ソルベンシー・マージン比率	782.1	1,026.8

SBIプリズム少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
元受正味保険料	2,693	3,275
正味収入保険料	1,603	530
正味支払保険金	679	328

(単位：%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ソルベンシー・マージン比率	421.4	1,036.8

(注) SBIプリズム少額短期保険株式会社は2019年6月28日に新たに子会社となっており、前連結会計年度の連結損益計算書に含まれる同社の業績期間は、2019年7月1日から2020年3月31日までであります。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
元受正味保険料	660	832
正味収入保険料	33	41
正味支払保険金	9	14

(単位：%)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
ソルベンシー・マージン比率	5,106.5	5,810.9

(注) 常口セーフティ少額短期保険株式会社は2020年9月30日に新たに子会社となっており、前連結会計年度の連結損益計算書には同社の業績は含まれておりません。また、当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる同社の業績期間は、2020年10月1日から2021年3月31日までであります。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は、194,383百万円(前年度末比17,911百万円増加)となりました。主な勘定残高は、有価証券130,654百万円(同12,749百万円増加)、現金及び預貯金32,809百万円(同5,033百万円増加)であります。

当連結会計年度末における負債は、150,586百万円(同15,707百万円増加)となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金130,587百万円(同8,348百万円増加)であります。

当連結会計年度末における純資産は、43,796百万円(同2,204百万円増加)となりました。主な増加要因は、その他有価証券評価差額金の増加1,434百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が763百万円増加したことあります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に、保険金、年金、解約返戻金等の保険契約上の支払や事業費等に係る支出を上回る保険料の収入により、5,953百万円の収入超過（前年度は3,559百万円の支出超過）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に、有価証券の売却・償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことにより、1,340百万円の収入超過（前年度は1,494百万円の収入超過）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により0百万円の支出超過（前年度は主に株式会社光通信を割当先とする第三者割当増資により2,266百万円の収入超過）となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ7,314百万円増加し、34,352百万円となりました。

(4) 当社グループの資本の財源及び資金の流動性について

当社グループは、保険事業の公共性に鑑み、保険金支払業務等を適切に履行するために、十分な支払能力に資する自己資本の充実や資金の流動性の確保が重要であると認識しております。当社グループにおける2021年3月期末の連結ソルベンシー・マージン比率は985.9%であり、健全性の一つの基準となる200%を上回っていることから、保険金等の支払能力の充実の状況は適当であると判断しております。

当社グループでは、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心とした設備投資を継続的に実施いたしますが、これらはすべて自己資金でまかなう予定であります。また、2020年1月の株式会社光通信を割当先とする第三者割当増資による調達資金につきましては、少額短期保険事業におけるM&A（企業買収）資金の一部充当しております。個々の少額短期保険会社の規模・属性は様々であり、当社が行うM&Aの回数、必要資金の金額、支出予定時期などの状況に応じて機動的に資金を配分する必要があるため、今後の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用いたします。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成しており、当社グループは、連結財務諸表を作成するにあたり、会計方針に基づいていくつかの会計上の見積りを行っております。これらの見積りは、一定の条件や過去の実績等を勘案した合理的な仮定を前提としておりますが、見積り特有の不確実性から、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 商号・商標使用許諾契約

当社グループ各社は、SBIホールディングス株式会社と商号・商標使用許諾契約を締結しております。当該契約により、SBIホールディングス株式会社が保有する商標「SBI（ロゴマーク含む）」及び「SBIグループ」「SBI Group」「SBIインシュアランスグループ」「SBI Insurance Group」（以下、併せて「SBI商標等」という。）について、会社広報資料や各種ニュースリリース、営業ツール等への、使用許諾を得ております。また、当該契約には、SBI商標等に関する使用期間の定めはありませんが、使用許諾を得た会社がSBIホールディングス株式会社の子会社、関連会社等でなくなった場合には、当該契約は失効します。

(2) 資本業務提携契約

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、株式会社光通信との間で資本業務提携を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。また、当該資本業務提携契約に基づき、株式会社光通信を割当先とする第三者割当増資を実施しており、2020年1月9日に払込みが完了しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心とした設備投資を行っております。当連結会計年度の設備投資の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額
損害保険事業	1,073百万円
生命保険事業	675
少額短期保険事業	106
計	1,856
全社	1
合計	1,857

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
			建物	その他の有形固定資産	合計	
本社 (東京都港区)	全社 (共通)	事務所設備等	65	8	73	23

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			合計	従業員数 (人)
				有形固定資産		無形固定資産		
				建物	その他の有形固定資産	ソフトウェア		
SBI損害保険株式会社	横浜データセンター (横浜市都筑区)	損害保険事業	ソフトウェア等	0	47	2,072	2,120	-
	南砂データセンター (東京都江東区)	損害保険事業	ソフトウェア等	-	66	782	848	-

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75,000,000
計	75,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,820,530	24,820,530	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	24,820,530	24,820,530	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(2018年第1回新株予約権)

決議年月日	2018年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び当社子会社の取締役16名
新株予約権の数	25,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 750,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1,734円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2023年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,763円 資本組入額 882円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2020年3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が18億円以上、かつ2021年3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が20億円以上となり、さらに2期累計額が40億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。

なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2018年第2回新株予約権)

決議年月日	2018年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員5名及び当社子会社の従業員372名
新株予約権の数	23,690個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 710,700株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1,734円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2023年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,734円 資本組入額 867円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職による場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。

なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2016年12月19日 (注)1	600	600	30	30	-	-
2017年3月30日 (注)2	128,400	129,000	3,210	3,240	3,210	3,210
2017年3月31日 (注)3	498,351	627,351	-	3,240	23,710	26,920
2018年3月30日 (注)4	-	627,351	-	3,240	10,420	16,500
2018年6月26日 (注)5	18,193,179	18,820,530	-	3,240	-	16,500
2018年9月26日 (注)6	4,000,000	22,820,530	3,996	7,236	3,996	20,496
2020年1月9日 (注)7	2,000,000	24,820,530	1,139	8,375	1,139	21,635

(注)1. 発行済株式総数及び資本金の増加は、会社設立によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 SBIホールディングス株式会社

3. 当社を株式交換完全親会社とし、SBI生命保険株式会社及びSBI少短保険ホールディングス株式会社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株式の発行によるものであります。

株式交換比率 SBI生命保険株式会社 1:0.3

SBI少短保険ホールディングス株式会社 1:1

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

5. 株式分割(1:30)によるものであります。

6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,160円

引受価額 1,998円

資本組入額 999円

7. 有償第三者割当

発行価格 1,139円

資本組入額 569.5円

割当先 株式会社光通信

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	14	110	27	6	5,298	5,460	-
所有株式数 (単元)	-	14,682	6,153	199,028	2,741	11	25,574	248,189	1,630
所有株式数の 割合(%)	-	5.92	2.48	80.19	1.10	0.00	10.31	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	17,110,520	68.94
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	2,354,800	9.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	832,300	3.35
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館6階	549,900	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	374,400	1.51
坂本 暢子	島根県雲南市	225,200	0.91
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	101,400	0.41
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	93,400	0.38
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	88,300	0.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	88,000	0.35
計	-	21,818,220	87.90

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,818,900	248,189	-
単元未満株式	普通株式 1,630	-	-
発行済株式総数	24,820,530	-	-
総株主の議決権	-	248,189	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が91株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、単元未満の自己株式91株を所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	48	45,888
当期間における取得自己株式	21	28,455

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	91	-	112	-

(注) 1. 当期間における「その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、グループ各社の利益成長、今後の経営環境の変化への対応及び財務体質強化のための内部留保との調和を図りつつ、株主に対して安定的な利益配当を継続していくことを基本方針としております。

しかしながら、現状において、当社は成長途上であるため、設立(2016年12月19日)から当事業年度末現在までの配当実績はなく、当面の間は期間利益を内部留保し、安定配当の実現に向けた経営基盤づくりのために有効的な活用を行ってまいります。

なお、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は未定であります。また、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、保険業における社会的責任と公共的使命を深く認識し、正しい倫理的価値観を持ったうえで、多くのお客様に安心をお届けし、全ての利害関係者から信頼される企業を目指しております。

当社グループは、経営の健全性、透明性、効率性を維持するとともに、当社が、グループの司令塔として、子会社の経営を適切に管理及び監督する機能を確保し、グループ全体の適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指しております。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社というガバナンスの枠組みの中で、独立性の高い社外取締役を選任するとともに、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会が定める組織規程等に基づき、各部門の業務を執行しております。取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定する機関として機能するとともに、取締役の職務執行に対する監督を行っております。

当社の取締役会は、本書提出日現在、次のとおり取締役8名（うち執行役員3名、うち社外取締役2名）で構成されております。なお、取締役会の招集権者及び議長は代表取締役 執行役員会長兼社長 乙部辰良であります。

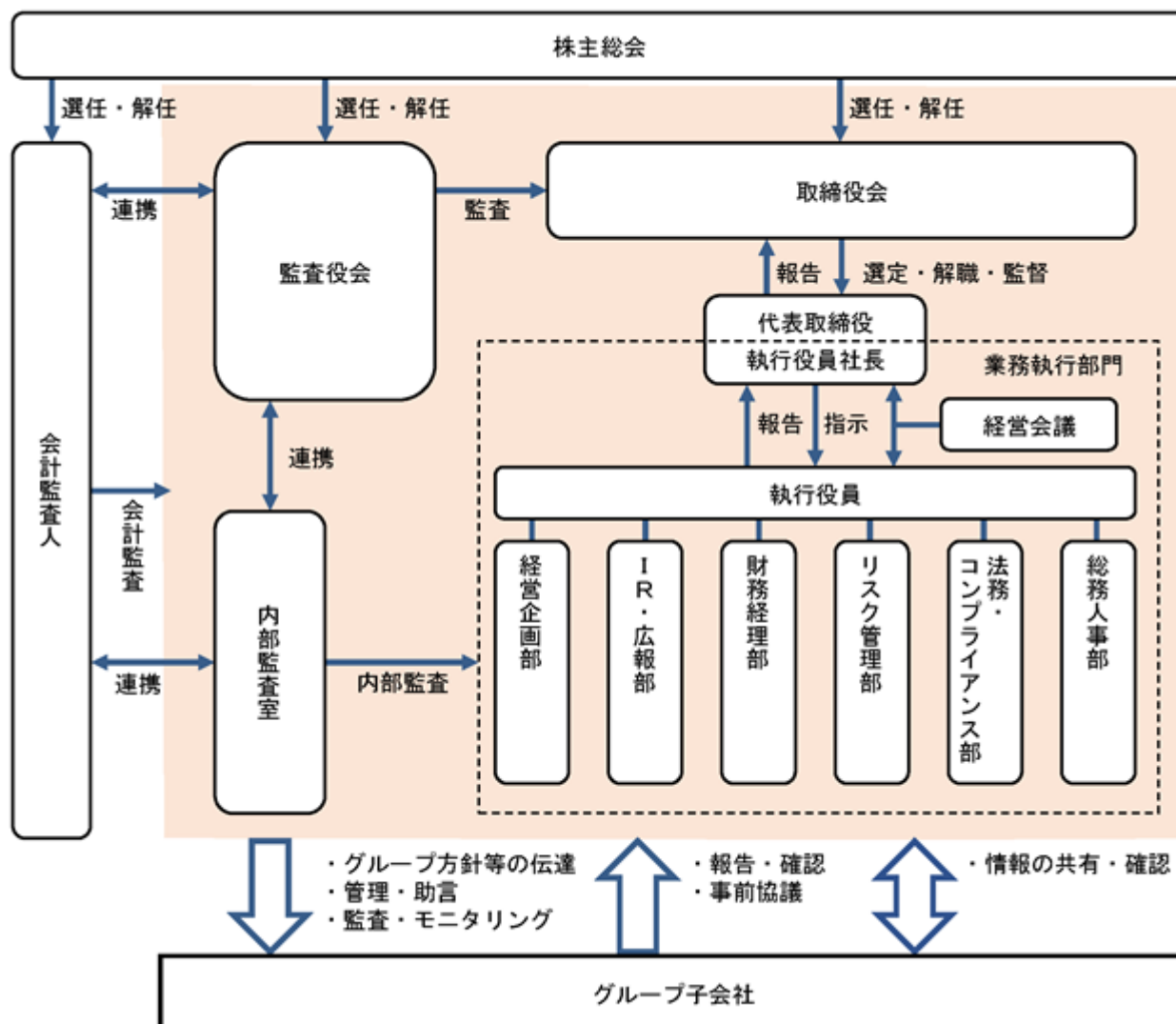
役名	氏名
代表取締役	乙部 辰良（執行役員）
取締役	大和田 徹（執行役員）
取締役	長澤 信之（執行役員）
取締役	五十嵐 正明
取締役	小野 尚
取締役	朝倉 智也
社外取締役	永末 裕明
社外取締役	渡邊 啓司

監査役会を構成する各監査役は、独立した機能として、取締役会やその他重要な会議への出席を通じて、取締役の職務執行状況をモニタリングし、取締役及び取締役会に対して、会社の健全な経営に資するための提言、助言、勧告を行っております。また、監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、各監査役及び内部監査部門並びに会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンスの適正性の確保を図っております。

当社の監査役会は、本書提出日現在、次のとおり3名の社外監査役で構成されております。なお、監査役会の招集権者及び議長は常勤社外監査役 神山敏之であります。

役名	氏名
常勤社外監査役	神山 敏之
社外監査役	大鶴 基成
社外監査役	松尾 清

当社の企業統治の体制図は以下のとおりであります。



b. 前項記載の企業統治の体制を採用する理由

当社が前項記載の企業統治の体制を採用するのは、保険業法に基づく保険持株会社として、子会社の保険会社等を適切に管理及び監督する機能を確保し、グループ全体の適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制を確保するためであります。

取締役会においては、独立性の高い社外取締役による外部視点を導入し経営監督機能の強化を図るとともに、経営監督機能を担う取締役会から独立した監査役会により、経営監視機能を発揮させる体制とすることにより、企業経営の透明性と健全性を十分に確保できると判断し、現在の体制としております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針を取締役会で定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。内部統制システムに関する基本方針の内容は次のとおりであります。

a-1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、当社の業務執行を適正かつ健全に行い、企業統治を一層強化する観点から、法令遵守と実効性ある内部統制システムの構築を経営の最重要課題として位置づけ、その体制確立に努める。
- 2) 監査役会は、監査役会規程を制定するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、課題の早期発見と是正に努める。
- 3) 取締役会は、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス規程を制定し、役職員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンス責任者は当社のコンプライアンスの取組状況についてモニタリングを実施する。
- 4) 取締役会は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス責任者は、その進捗状況や達成状況を点検・管理し、四半期ごとに取締役会に報告を行う。

- 5) 取締役会は、内部監査に係る基本方針を定め、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備し、定期的な内部監査の実施により、役職員の職務執行の適法性を確保する。
 - 6) 取締役会が制定した内部監査規程に基づき、内部監査人は事業年度ごとに監査計画を策定して内部管理態勢の監査を定期的に行い、取締役会に報告する。
 - 7) 取締役会は、内部通報について通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備する。
- a-2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、取締役会の制定した文書管理規程に基づき適切に保管・管理する。また、各取締役及び各監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。
- a-3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定め、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、全体のリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
 - 2) 取締役会は、リスク管理責任者・部署を設置し、リスク管理者は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
 - 3) 取締役会は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。
- a-4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
 - 2) 職務執行については、組織規程・職務分掌及び決裁権限規程にて職務分掌を明確にする。
- a-5 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所屬する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
 - 2) 法令等を遵守し、当社及び子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 - 3) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
 - 4) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
 - 5) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口（ヘルプライン）に関するルールを周知徹底する。
 - 6) 取締役会は、子会社と締結した経営管理契約に基づく経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。
- a-6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、その職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査役の同意を事前に得た上で行う。
- a-7 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- ・会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - ・経営に関する重要な事項
 - ・内部監査に関連する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

a-8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- 2) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- 3) 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時的監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
- 4) 内部通報制度を利用した通報者及び監査役への報告を行った役員・社員は、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

a-9 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

a-10 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保し、保険契約上の責務を確実に履行することを目的として、グループを取り巻く様々なリスクを総体的に把握し、リスクの特性等に応じた適切な方法で、リスク管理を実施しております。

当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当社グループの役員及び社員に周知しております。また、当社は、リスク管理担当部署（リスク管理部）を設置し、当社グループの規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクの適切な管理を図っております。

リスク管理担当部署は、グループ各社にモニタリングした内容を取締役会へ報告するほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社グループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

保険業法に基づく保険持株会社である当社は、グループ経営戦略の決定、経営資源の適正な配分や資本政策の業務を担うため、各種グループ方針等を策定し、連絡会等を通じて社内及び子会社に周知するとともに、各担当部署が中心となって子会社と情報の共有・確認を行い、必要に応じてその内容を取締役会に報告する体制を構築しております。加えて、子会社の重要な意思決定について、当社の事前承認を求めることなどにより、子会社の経営の適切性の確保を図っております。

また、当社グループは、グループ内の役職員が利用できる外部通報窓口を含む内部通報制度を整備しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び会社法上の重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

f. 取締役の定数

取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

h. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

j. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

k. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

l. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限においても行うことができることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

m. 支配株主との取引を行う際における支配株主を除く株主の保護に関する方策

当社グループは、親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社との間で行う取引（以下、支配株主との取引）において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。支配株主との取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に審議をした上で意思決定をすることにより、支配株主を除く株主の利益の保護に努めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員 会長兼社長	乙部 辰良	1958年4月21日生	1981年4月 大蔵省(現財務省)入省 1998年10月 国税庁東京国税局課税第一部長 1999年7月 大蔵省(現財務省)金融企画局企画課債権等流動化室長 2000年7月 同省大臣官房信用機構課機構業務室長 2001年7月 財務省主税局税制第二課法人税制企画室長 2002年7月 金融庁総務企画局市場課長 2003年7月 同庁総務企画局信用課長 2004年7月 同庁総務企画局政策課長 2006年7月 同庁検査局総務課長 2008年7月 同庁監督局総務課長 2009年7月 同庁総務企画局参事官兼公認会計士・監査審査会事務局長 2010年7月 同庁総務企画局審議官(市場担当) 2012年7月 財務省東海財務局長 2013年6月 預金保険機構総務部長 2015年7月 財務省関東財務局長 2016年6月 同省退官 2016年10月 SBIファイナンシャルサービーズ株式会社顧問 2017年2月 弁護士登録 東京弁護士会所属 2017年3月 当社取締役会長 2017年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員常務 2018年2月 当社代表取締役執行役員会長兼社長(現任)	(注)3	20,000
取締役 執行役員	大和田 徹	1965年12月20日生	1989年4月 エクイタブル生命保険株式会社(現アクサ生命保険株式会社)入社 2002年7月 アスペクタ・ジャパン株式会社入社 インベストメント・グループ・ヘッド 2003年3月 ビーシーイー生命保険株式会社(現SBI生命保険株式会社)入社 インベストメント部特別勘定運用グループ・ヘッド 2006年4月 シュローダー投信投資顧問株式会社(現シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社)入社 プロダクト・スペシャリスト部部长 2007年1月 ビーシーイー生命保険株式会社(現SBI生命保険株式会社)入社 インベストメント部ヘッド 2011年4月 同社執行役兼インベストメント部ヘッド 2012年1月 同社執行役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼インベストメント部ヘッド 2015年2月 同社取締役執行役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼インベストメント部ヘッド兼IT部ヘッド 2016年10月 同社取締役兼執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 2017年8月 同社取締役兼執行役員(現任) 2017年12月 当社取締役兼経営企画部長 2018年1月 当社取締役執行役員兼経営企画部長 2019年7月 当社取締役執行役員(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	長澤 信之	1974年11月5日生	2003年7月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンク株式会社)入社 2004年12月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現SBIホールディングス株式会社)法務部転籍 2006年3月 SBIホールディングス株式会社不動産法務部長 2007年9月 SBIエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー 2009年4月 SBIライフリビング株式会社(現株式会社ウェイブダッシュ)管理本部法務部長 2010年6月 同社取締役 2012年8月 同社常務取締役 2014年5月 SBIホールディングス株式会社法務コンプライアンス部部长 2014年12月 SBIエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー 2018年1月 当社執行役員 2018年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社取締役企画部長 2018年2月 当社取締役執行役員兼総務人事部長(現任) 2020年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) 2020年8月 常口セーフティ少額短期保険株式会社取締役(現任) 2021年4月 SBI日本少額短期保険株式会社取締役(現任)	(注)3	1,000
取締役	五十嵐 正明	1961年11月23日生	1984年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店(現メットライフ生命保険株式会社)入社 1990年11月 ナショナル・ネーデルランデン生命保険会社N.V.日本支社(現エヌエヌ生命保険株式会社)入社 1995年4月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 2000年4月 千代田火災海上保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社 2005年4月 ブロードマインド株式会社取締役 2007年3月 ブロードマインド少額短期保険株式会社(現アスモ少額短期保険株式会社)代表取締役 2011年7月 一般社団法人日本少額短期保険協会専務理事 2015年1月 日本少額短期保険株式会社(現SBI日本少額短期保険株式会社)常務取締役 2016年6月 日本少額短期保険株式会社(現SBI日本少額短期保険株式会社)代表取締役社長 2017年6月 SBIリスタ少額短期保険株式会社取締役 2017年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社取締役(現任) 2019年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長 2019年12月 SBI損害保険株式会社代表取締役社長(現任) 2019年12月 SBI日本少額短期保険株式会社取締役 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会理事(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小野 尚	1959年10月17日生	1983年4月 大蔵省（現財務省）入省 2003年7月 金融庁検査局総務課調査室長 2004年7月 同庁監督局保険課長 2006年7月 財務省国際局地域協力課長 2008年7月 金融庁総務企画局信用制度参事官 2010年7月 同庁総務企画局企画課長 2011年8月 同庁総務企画局参事官（信用担当） 2012年8月 同庁総務企画局参事官（監督局担当） 2014年7月 同庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2015年7月 同庁総務企画局総括審議官 2016年6月 財務省関東財務局長 2017年7月 同省退官 2017年10月 Profit Cube株式会社（現サイオステクノロジー株式会社）顧問 2017年10月 ミュージックセキュリティーズ株式会社顧問 2018年6月 SBIホールディングス株式会社常務取締役 2019年3月 SBI生命保険株式会社顧問 2019年4月 SBI生命保険株式会社代表取締役社長（現任） 2019年4月 SBIホールディングス株式会社顧問（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年10月 一般社団法人全国団信推進協会業務執行理事（現任） 2021年4月 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会代表理事副会長（現任）	(注)3	1,000
取締役	朝倉 智也	1966年3月16日生	1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1990年1月 メリルリンチ証券会社（現BofA証券株式会社）入社 1995年6月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年11月 モーニングスター株式会社入社 2000年3月 同社取締役インターネット事業部長 2004年7月 同社代表取締役社長 2007年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員 2012年6月 SBI損害保険株式会社取締役 2012年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員常務 2012年7月 モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長（現任） 2013年3月 いきいき世代株式会社（現SBIいきいき少額短期保険株式会社）取締役 2013年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員専務 2015年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長 2015年2月 ビーシーエー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）取締役 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 SBIホールディングス株式会社専務取締役	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	永末 裕明	1951年4月9日生	1975年4月 大東京火災海上保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社 2001年4月 あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)執行役員九州営業本部長 2007年7月 同社専務取締役営業開発部長兼首都圏戦略室長 2008年6月 同社代表取締役専務執行役員 2010年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長執行役員営業開発本部長兼リテール営業開発本部長 2013年4月 同社取締役副社長執行役員地域営業推進本部長 2014年4月 同社顧問 2015年6月 SBIホールディングス株式会社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	0
取締役	渡邊 啓司	1943年1月21日生	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 1987年7月 青山監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)代表社員(同時にPrice Waterhouse(現PwCあらた有限責任監査法人)Partner就任) 1995年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年4月 同所代表社員 2000年6月 いちよし証券株式会社社外取締役 2003年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader 2008年6月 株式会社朝日工業社社外取締役(現任) 2010年6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2011年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ(現株式会社青山財産ネットワークス)社外取締役(現任) 2017年6月 北越紀州製紙株式会社(現北越コーポレーション株式会社)社外監査役(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社うかい社外取締役(現任)	(注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	神山 敏之	1953年10月28日生	1978年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2001年5月 同行資金部部長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）市場企画部欧州資金室室長 2004年4月 株式会社みずほ銀行市場営業部部長 2007年7月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社）執行役員（金融商品開発部担当、債券部・営業企画部副担当） 2010年4月 Philippine National Bank東京支店長兼在日代表 2013年4月 SBIバイオテック株式会社常勤監査役 2016年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社監査役 2017年3月 当社常勤社外監査役（現任）	(注)4	0
監査役	大鶴 基成	1955年3月3日生	1980年4月 検事任官 2005年4月 東京地方検察庁特別捜査部長 2007年1月 函館地方検察庁検事正 2008年1月 最高検察庁検事（財政経済担当） 2010年3月 東京地方検察庁次席検事 2011年1月 最高検察庁公判部長 2011年8月 検事退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）、サン総合法律事務所客員弁護士（現任） 2012年7月 アウロラ債権回収株式会社社外取締役（現任） 2014年2月 一般社団法人日本野球機構調査委員長（現任） 2014年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役 2015年6月 モーニングスター株式会社社外取締役（現任） 2017年3月 当社社外監査役（現任）	(注)4	0
監査役	松尾 清	1951年6月27日生	1977年9月 プライス・ウォーターハウス（現プライスウォーターハウスクーパース）入所 1986年3月 同所ニューヨーク事務所転籍 1992年7月 同所米国パートナー就任 同所日本企業部代表就任 1996年9月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）ニューヨーク事務所入所 2000年5月 同監査法人東京事務所勤務 2007年6月 同監査法人東京事務所トータルサービス3部門部長 2010年10月 同監査法人東京事務所グローバルサービスグループ部門部長 2013年4月 松尾清公認会計士事務所開設 2015年6月 日本通信株式会社社外監査役（現任） 2017年3月 当社社外監査役（現任）	(注)4	0
計					24,000

- (注) 1. 取締役永末裕明及び取締役渡邊啓司は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神山敏之、監査役大鶴基成及び監査役松尾清は、社外監査役であります。
3. 2021年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2018年6月26日付の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
若松 亮	1974年9月14日生	2001年3月 裁判所書記官（横浜地方裁判所） 2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2006年11月 弁護士登録換（第二東京弁護士会） 2006年11月 四樹総合法律会計事務所入所 2015年7月 SBI生命保険株式会社社外監査役（現任） 2017年2月 SBIリスタ少額短期保険株式会社社外監査役 2018年1月 若葉パートナーズ法律会計事務所弁護士（現任） 2020年4月 医療法人社団シャローム会理事（非常勤）（現任）	0

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。社外取締役及び社外監査役は、当社の株式を保有しておらず、また、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外取締役永末裕明氏は、保険会社等の役員としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監督・提言を行っていただくなど、取締役会の監督機能強化に貢献いただいております。

社外取締役渡邊啓司氏は、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監督・提言を行っていただくなど、取締役会の監督機能強化に貢献いただいております。なお、同氏は当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに過去勤務しておりましたが、現在は退職しており、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

社外監査役神山敏之氏は、金融分野における豊富な経験と高い見識を有する立場から、監査・提言を行っていただくなど、監査機能強化に貢献いただいております。なお、同氏は当社と取引關係がある株式会社みずほ銀行に過去勤務しておりましたが、同行との取引は一般の取引条件と同様に決定しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。

社外監査役大鶴基成氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監査・提言を行っていただくなど、監査機能強化に貢献いただいております。

社外監査役松尾清氏は、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有する立場から、監査・提言を行っていただくなど、監査機能強化に貢献いただいております。なお、同氏は当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに過去勤務しておりましたが、現在は退職しており、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を以下のとおり定め、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(社外取締役及び社外監査役の独立性基準)

- ・現在又は就任の前10年間のいずれにおいても、当社及び子会社の役員(1)又は使用人でないこと
- ・現在又は就任の前5年間、当社の主要株主(2) (主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の役員(1)又は使用人)でないこと
- ・現在又は就任の前5年間、当社と当社の連結収益の2%を超える取引がある者又はその会社の業務執行者(3)でないこと
- ・現在又は就任の前5年間、当社及び子会社の主要な借入先(連結総資産の2%超)の業務執行者(3)でないこと
- ・現在又は就任の前5年間、当社から役員報酬以外に多額の金銭(年間10百万円超)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属し当社に關与している者をいう。)でないこと
- ・現在又は就任の前5年間、当社から多額の寄付(年間10百万円超)を受けている法人・組合等の団体の業務執行者(3)でないこと
- ・過去10年間に於いて、当社の親会社(4)の「業務執行者又は業務執行者でない取締役」でないこと
- ・過去10年間に於いて、兄弟会社(5)の業務執行者でないこと
- ・上記各項目の者(6)の2親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと
- ・その他利益相反が生じるおそれがないと取締役会が判断した者

(1) 取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)

(2) 議決権の10%以上を保有する株主

(3) 取締役(社外取締役を除く)及び使用人

(4) 財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社

(5) 当社と同一の親会社を有する他の会社

(6) 法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、会計監査人、監査役会及び内部監査室の監査結果について報告を受けるとともに、取締役及び各部門に対するヒアリングを随時実施し、内部監査室から内部統制の整備・運用状況等に関する報告を随時受けることなどにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。

社外監査役は、内部監査室の監査結果について報告を受けるとともに、会計監査人による監査計画報告及び会計監査結果報告の受領並びに情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は3名の社外監査役で組織され、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めております。

各監査役は、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、職務分担などに従い、取締役の職務の執行を監査しております。また、定例の監査役会において、職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。なお、社外監査役松尾清氏は、長年にわたる公認会計士及び監査法人代表社員としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を原則として月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神山 敏之	13回	13回
大鶴 基成	13回	13回
松尾 清	13回	12回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性などになります。

また、常勤監査役の活動として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び部門長等との意思疎通、重要な決裁書類等の閲覧、本社における業務及び財産状況の調査、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換、子会社からの事業の報告について確認、会計監査人からの監査の実施状況及び結果の報告について確認などを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のための外出自粛要請に対応し、常勤監査役はリモートワークや電子メールの活用によって、上記活動を継続するとともに、各監査役との連携を行いました。会計監査人から各監査役に対する監査の実施状況及び結果の報告については、電話会議によって実施いたしました。

内部監査の状況

取締役会は、内部監査に関する基本方針を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署である内部監査室を設置しています。内部監査室は、監査役や会計監査人と連携しながら、取締役会において承認された監査計画に基づいて、業務運営の適切性、リスク管理態勢の有効性などを検証し、取締役会へ報告しております。また、グループ各社における内部監査の実施状況については、各社から監査実施結果の受領や毎月開催しているグループ監査連絡会での意見交換等を通じたモニタリングを実施しております。

内部監査室は、常勤監査役と意見交換を目的とした会議を毎月実施しております。そのような連携の中で、内部監査室は、監査役からの調査要請があれば、これに全面的に協力しております。

内部監査室は、財務報告にかかるリスク認識について、会計監査人と必要に応じて意見交換を行い、財務報告に係る内部統制機能の有効性、効率性を高めるために連携の強化に努めております。

なお、本書提出日現在、内部監査室の人員は子会社の内部監査担当部署兼務者を含め7名であります。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

当社設立（2016年12月）以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：淡島國和、鈴木順二、三井健一郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名、会計士試験合格者等 10名、その他 8名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査公認会計士等を選任するに当たって、監査法人等の品質管理体制が適正であること、会社法で定める欠格事由に該当しないこと、独立性に問題がないこと及び適切な監査報酬であることを確認するとともに、監査計画や監査チームの編成といった監査実施体制が、当社グループの規模や事業内容に対応するリスクを勘案した内容であることを検討することとしております。有限責任監査法人トーマツの監査実施体制は、合理的な内容であり、選定に当たって確認すべき事項に問題がないことから、当社は同法人を選定し監査契約を締結しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の相当性判断を実施しており、同監査法人の「監査の方法」及び「監査の結果」につき特段の問題はないものと判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	-	36	-
連結子会社	75	-	76	-
計	109	-	113	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針の定めはありませんが、当社の規模及び特性並びに監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。なお、具体的な報酬の決定は役員報酬規程によっております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の職務内容・責任・権限・貢献度等を勘案して支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、同じく株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。

取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、従業員給与の最高額、過去の同順位の取締役の支給実績、当社の業績見込み、取締役の報酬の世間相場、当社の業績等への貢献度、就任の事情などの事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定めております。

取締役の賞与は原則として年1回とし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。従って、特に定量的な目標設定は行っておりません。

また、基本報酬、及び賞与の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

監査役への報酬等については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の報酬等が決定されます。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	62	59	3	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	36	36	-	-	-	5

(注) 1. 取締役3名については無報酬であります。

2. 表中には当事業年度中に退任した役員の報酬等も含まれております。

3. 当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月26日であり、取締役の報酬総額は年額2億円を限度とし、各取締役の個別報酬については取締役会に一任すること、また取締役の報酬総額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まれないものとするを決議しております。また、監査役の報酬総額は年額5千万円を限度とし、各監査役の個別報酬については監査役の協議によるものとするを決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。

4. 取締役会は、代表取締役執行役員会長兼社長乙部辰良に対し、各取締役の固定報酬である基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の会社業績等に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役執行役員会長兼社長である乙部辰良が適していると判断したためであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容の決定が、上記の決定方針と整合していることを確認しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、基準を定めておりませんが、純投資目的で株式を保有することを予定しておりません。

SBI生命保険株式会社における株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a-1. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

非上場株式のみ保有しているため、記載を省略しております。

a-2. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	454
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

a-3. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

- c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。
- d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

- a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
- a-1. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
非上場株式のみ保有しているため、記載を省略しております。

a-2. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	51
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

- a-3. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

- b. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。
- d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催する各種セミナーへの参加等により必要な情報を入手しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	27,775	32,809
買入金銭債権	797	3,297
金銭の信託	2,489	136
有価証券	117,904	130,654
貸付金	1,247	1,153
有形固定資産	2,536	2,542
建物	266	272
リース資産	39	26
その他の有形固定資産	230	244
無形固定資産	8,046	8,359
ソフトウェア	3,766	4,295
のれん	3,359	3,224
その他の無形固定資産	920	839
代理店貸	154	140
再保険貸	6,423	6,471
その他資産	12,589	11,815
繰延税金資産	107	165
支払承諾見返	1,600	1,600
貸倒引当金	7	2
資産の部合計	176,471	194,383
負債の部		
保険契約準備金	122,239	130,587
支払備金	16,930	17,213
責任準備金	5,103,485	5,111,368
契約者配当準備金	3,182,823	3,200,505
代理店借	312	401
再保険借	3,686	4,561
その他負債	5,734	11,804
退職給付に係る負債	37	33
価格変動準備金	623	730
繰延税金負債	647	868
支払承諾	1,600	1,600
負債の部合計	134,879	150,586
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,375	8,375
資本剰余金	32,061	32,061
利益剰余金	1,902	2,666
自己株式	0	0
株主資本合計	42,338	43,102
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	862	572
その他の包括利益累計額合計	862	572
新株予約権	21	21
非支配株主持分	93	99
純資産の部合計	41,591	43,796
負債及び純資産の部合計	176,471	194,383

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	70,467	86,657
損害保険事業	28,717	32,598
保険引受収益	26,777	30,997
正味収入保険料	26,680	30,982
積立保険料等運用益	13	14
責任準備金戻入額	83	-
資産運用収益	1,815	1,537
利息及び配当金収入	887	391
金銭の信託運用益	2	-
売買目的有価証券運用益	-	6
有価証券売却益	934	26
有価証券償還益	-	10
その他運用収益	5	1,117
積立保険料等運用益振替	13	14
その他経常収益	123	63
生命保険事業	20,494	26,986
保険料等収入	12,188	15,491
保険料	9,810	12,227
再保険収入	5 2,377	5 3,264
資産運用収益	3,205	9,679
利息及び配当金等収入	2,436	2,293
有価証券売却益	605	1,311
有価証券償還益	-	10
金融派生商品収益	161	-
為替差益	-	11
貸倒引当金戻入額	-	2
その他運用収益	2	0
特別勘定資産運用益	-	6,049
その他経常収益	1 5,101	1 1,815
少額短期保険事業	21,255	27,071
保険料等収入	20,883	26,386
資産運用収益	0	0
その他経常収益	371	685
経常費用	68,107	82,804
損害保険事業	28,773	31,860
保険引受費用	21,262	23,512
正味支払保険金	19,230	17,471
損害調査費	2 3,578	2 3,694
諸手数料及び集金費	2 2,985	2 2,696
支払備金繰入額	1,439	2,033
責任準備金繰入額	-	3,009
その他保険引受費用	-	0
資産運用費用	31	74
金銭の信託運用損	-	64
売買目的有価証券運用損	3	-
その他運用費用	28	10
営業費及び一般管理費	2 7,460	2 8,259
その他経常費用	19	13

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
生命保険事業	17,955	23,853
保険金等支払金	12,371	14,791
保険金	1,989	2,645
年金	1,364	842
給付金	1,076	1,087
解約返戻金	4,109	5,034
その他返戻金	1,279	1,433
再保険料	6 2,551	6 3,748
責任準備金等繰入額	-	4,716
責任準備金繰入額	-	4,716
資産運用費用	1,814	133
支払利息	2	2
有価証券売却損	93	3
金融派生商品費用	-	5
為替差損	176	-
貸倒引当金繰入額	38	-
その他運用費用	47	122
特別勘定資産運用損	1,457	-
事業費	3 3,575	3 3,954
その他経常費用	194	258
少額短期保険事業	20,743	26,506
保険金等支払金	12,268	16,532
責任準備金等繰入額	125	340
事業費	4 8,294	4 9,592
その他経常費用	55	39
その他	634	584
経常利益	2,360	3,852
特別損失	179	109
固定資産処分損	8	1
価格変動準備金繰入額	170	107
契約者配当準備金繰入額	1,867	2,049
税金等調整前当期純利益	313	1,694
法人税及び住民税等	236	951
法人税等調整額	255	21
法人税等合計	18	930
当期純利益	332	764
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	3	0
親会社株主に帰属する当期純利益	335	763

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	332	764
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	530	1,440
その他の包括利益合計	530	1,440
包括利益	862	2,204
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	880	2,198
非支配株主に係る包括利益	17	6

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,236	30,922	1,567	-	39,725
当期変動額					
新株の発行	1,139	1,139			2,278
親会社株主に帰属する当期純利益			335		335
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,139	1,139	335	0	2,613
当期末残高	8,375	32,061	1,902	0	42,338

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,407	1,407	21	111	38,450
当期変動額					
新株の発行					2,278
親会社株主に帰属する当期純利益					335
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	545	545	-	17	527
当期変動額合計	545	545	-	17	3,140
当期末残高	862	862	21	93	41,591

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,375	32,061	1,902	0	42,338
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			763		763
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	763	0	763
当期末残高	8,375	32,061	2,666	0	43,102

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	862	862	21	93	41,591
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					763
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,434	1,434	-	6	1,441
当期変動額合計	1,434	1,434	-	6	2,204
当期末残高	572	572	21	99	43,796

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	313	1,694
減価償却費	1,210	1,405
のれん償却額	148	185
支払備金の増減額(は減少)	1,119	281
責任準備金の増減額(は減少)	4,896	7,791
契約者配当準備金繰入額(は戻入額)	1,867	2,049
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	5
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	4
価格変動準備金の増減額(は減少)	170	107
利息及び配当金等収入	3,324	2,685
金銭の信託関係損益(は益)	2	64
有価証券関係損益(は益)	1,443	1,362
金融派生商品損益(は益)	161	5
支払利息	2	2
為替差損益(は益)	187	59
有形固定資産関係損益(は益)	8	1
特別勘定資産運用損益(は益)	1,457	6,049
代理店貸の増減額(は増加)	62	14
再保険貸の増減額(は増加)	534	457
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は増加)	2,434	1,047
代理店借の増減額(は減少)	54	68
再保険借の増減額(は減少)	176	854
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は減少)	16	223
その他	3	18
小計	6,028	5,192
利息及び配当金の受取額	3,497	2,916
利息の支払額	2	2
契約者配当金の支払額	761	1,867
法人税等の支払額	264	285
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,559	5,953

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（は増加）	0	214
買入金銭債権の取得による支出	800	400
買入金銭債権の売却・償還による収入	200	300
金銭の信託の増加による支出	9	134
金銭の信託の減少による収入	600	401
有価証券の取得による支出	11,063	15,776
有価証券の売却・償還による収入	17,802	18,598
貸付けによる支出	45	25
貸付金の回収による収入	107	124
資産運用活動計	6,792	2,874
営業活動及び資産運用活動計	3,232	8,827
有形固定資産の取得による支出	248	138
無形固定資産の取得による支出	1,856	1,420
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 3,192	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,494	1,340
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,266	-
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,266	0
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	20
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	190	7,314
現金及び現金同等物の期首残高	26,848	27,038
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 27,038	¹ 34,352

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

- ・ SBI損害保険株式会社
- ・ SBI生命保険株式会社
- ・ SBI少短保険ホールディングス株式会社
- ・ SBIいきいき少額短期保険株式会社
- ・ SBI日本少額短期保険株式会社
- ・ SBIリスタ少額短期保険株式会社
- ・ SBIプリズム少額短期保険株式会社(2020年7月1日付で日本アニマル倶楽部株式会社から商号を変更しております。)
- ・ 常口セーフティ少額短期保険株式会社

上記のうち、常口セーフティ少額短期保険株式会社については、株式を取得したことにより新たに子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

有価証券(有価証券に準じる買入金銭債権及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

ロ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は主に定額法、その他の有形固定資産は主に定率法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

主な連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認

める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建のその他有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によるものとします。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(8) 保険契約に係る会計処理の方法

イ 保険料、保険金及び支払備金

保険業法及び保険業法施行規則等の規定に基づき会計処理を行っております。主な会計処理は次のとおりであります。

保険料・保険金の表示

損害保険事業における正味収入保険料は、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除しております。また、正味支払保険金は、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除しております。一方、生命保険事業及び少額短期保険事業における保険料等収入は保険料と出再契約の回収再保険金等の再保険収入から成り、また保険金等支払金は保険金等のほか出再契約の再保険料を含めております。

保険料に係る収益計上

初回の保険料に係る収益は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。2回目以降の保険料に係る収益については、損害保険事業は保険料支払期日が到来しているものについて、契約に基づく金額により、生命保険事業は収納があったものについて、当該金額により計上しており、少額短期保険事業を構成する各社はいずれかの計上方法を継続して適用しております。

なお、保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、責任準備金に積み立てております。

保険金等に係る費用計上

保険金等に係る費用は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

また、期末において支払義務が発生したものの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、保険金等を計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

再保険に係る収益又は費用の計上

出再契約の回収再保険金は、再保険契約に基づき回収事由が発生したもののについて、再保険者から回収可能と認められる金額を基礎となる元受保険契約の保険金等の支払時に計上しております。また、再保険料は、再保険契約に基づき支払事由が発生したもののについて、当該契約に基づき算出した金額を主に基礎となる元受保険契約の保険料の収納時又は保険料支払期日に計上しております。

ロ 責任準備金

期末において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、又は異常災害による損害のてん補に充てるため、保険業法及び保険業法施行規則に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

なお、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。

ハ 価格変動準備金

有価証券の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(2020年改正企業会計基準第24号)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、保険契約に係る会計処理の方法を記載しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

当社は税抜方式によっております。ただし、連結子会社は主として税込方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当社グループの連結財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成しており、当社グループは、連結財務諸表を作成するにあたり、会計方針に基づいていくつかの会計上の見積りを行っております。これらの見積りは、一定の条件や過去の実績等を勘案した合理的な仮定を前提としておりますが、見積り特有の不確実性から、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループは、これらの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、次ののれんの評価が連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えております。

のれんは、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおり、20年間の定額法による償却を行っておりますが、毎連結会計年度末にのれんの減損の兆候判定を行い、のれんに減損の兆候が認められる場合には、企業結合時に想定した将来の事業展開によって期待される超過収益力に対する減価の有無を確認する減損要否の判定を行います。減損要否の判定は、企業結合の対象となった事業の将来の市場環境と同市場におけるシェアなどの優位性、損害率の推移及び他の当社グループ会社とのシナジー等の合理的な仮定に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りとこのれんの帳簿価額を比較して行われ、当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りが帳簿価額を下回る場合には、減損損失を計上いたします。

当連結会計年度の連結貸借対照表におけるのれん残高は3,224百万円であります。

なお、当社グループの保険販売は、インターネット通販などの通信販売の比重が高く、外出自粛要請などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止策から受ける影響は相対的には小さいとの判断のもと、会計上の見積りを行っております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権	- 百万円	- 百万円
延滞債権	0	0
3ヵ月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
計	0	0

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
634百万円	751百万円

3. 生命保険子会社の契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
期首残高	717百万円	1,823百万円
契約者配当金支払額	761	1,867
契約者配当準備金繰入額	1,867	2,049
期末残高	1,823	2,005

4. 保険業法第118条第1項に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。

なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
18,557百万円	23,350百万円

5. 保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき積み立てた責任準備金が、次のとおり含まれております。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1,565百万円	1,504百万円

6. 修正共同保険式再保険に係る再保険貸が、次のとおり含まれております。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
199百万円	192百万円

また、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する修正共同保険式再保険契約に係る未償却出再手数料は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
199百万円	192百万円

(連結損益計算書関係)

1. 生命保険事業のその他経常収益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払備金戻入額	387百万円	1,761百万円
責任準備金戻入額	4,712	-
その他の経常収益	0	54
計	5,101	1,815

2. 損害保険事業における事業費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与	3,104百万円	3,180百万円
減価償却費	939	1,009
業務委託費	1,658	1,775
広告費	1,359	1,801
その他物件費	1,680	1,594
代理店手数料等	873	1,146
出再保険手数料	3,859	3,844

(注) 損害保険事業における事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

3. 生命保険事業における事業費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動費	98百万円	446百万円
営業管理費	308	373
一般管理費	3,168	3,133

4. 少額短期保険事業における事業費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業費	4,341百万円	4,892百万円
一般管理費	3,413	4,109

5. 修正共同保険式再保険に係る再保険収入が、次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
契約者配当準備金調整額	494百万円	295百万円
再保険金	97	437
その他	42	151
計	634	884

また、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する修正共同保険式再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
634百万円	884百万円

6. 修正共同保険式再保険に係る再保険料が、次のとおり含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
443百万円	909百万円

また、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する修正共同保険式再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
434百万円	891百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,614百万円	2,994百万円
組替調整額	1,453	1,334
税効果調整前	1,160	1,660
税効果額	629	219
その他有価証券評価差額金	530	1,440
その他の包括利益合計	530	1,440

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	22,820,530	2,000,000	-	24,820,530
合計	22,820,530	2,000,000	-	24,820,530
自己株式				
普通株式	-	43	-	43
合計	-	43	-	43

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,000,000株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加株式数43株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	有償ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	21
合計		-	-	-	-	-	21

(注) 上表の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,820,530	-	-	24,820,530
合計	24,820,530	-	-	24,820,530
自己株式				
普通株式	43	48	-	91
合計	43	48	-	91

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数48株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	有償ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	21
合計		-	-	-	-	-	21

(注) 上表の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預貯金勘定	27,775百万円	32,809百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	850	1,071
買入金銭債権に含まれるCP	-	2,399
有価証券に含まれるMMF	103	205
その他資産に含まれる預け金	10	10
現金及び現金同等物	27,038	34,352

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

日本アニマル倶楽部株式会社(現SBIプリズム少額短期保険株式会社。以下「被取得企業」という。)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに被取得企業株式の取得価額と被取得企業取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産合計	2,253百万円
(うち現金及び預貯金)	507)
(うち無形固定資産)	983)
のれん	2,882
負債合計	1,435
(うち保険契約準備金)	934)
被取得企業株式の取得価額	3,700
被取得企業現金及び現金同等物	507
差引: 被取得企業取得のための支出	3,192

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主に車両や複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として収受した金銭等は主として有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

契約期間が長期に亘る生命保険など、将来の保険金等の支払を確実に行うため、保有する金融資産及び保険負債のバランスに留意し、金利変動による不利な影響が生じないようにALM(資産及び負債の総合管理)を行っております。また、経営の健全性を十分考慮しつつ、許容できるリスクの範囲で外貨建有価証券等を保有することで収益の向上も図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限り、)は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。これらは金利の変動リスク、発行体の信用リスク、為替の変動リスク等に晒されております。

また、生命保険事業における特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しており、市場価格の変動リスク等に晒されております。

このほかに、デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、取締役会にて制定されたリスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況のモニタリング等を通じて子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会等に報告しています。

子会社は、それぞれリスク管理委員会等を設置し事業特性や保有する資産の特性に応じて自律的なリスク管理を行っており、金融商品取引に係るリスクについても適切に管理しております。

(a) 信用リスクの管理

当社グループ各社において、保有する有価証券の発行体や預金預入銀行の信用状況及び投資残高等を定期的に把握し、その結果をリスク管理委員会や取締役会等に報告しております。

(b) 市場リスクの管理

・金利リスクの管理

保険契約が長期に亘る生命保険事業においては、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、債券のデュレーション(金利変動に対する債券価格変動の程度)と対応する保険契約群における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。資産と負債のデュレーションの対応状況については、四半期毎に検証し、一般勘定資産全体の状況と併せてリスク管理委員会等に報告され、状況の確認及び今後の対応等の協議を行っております。

・為替リスクの管理

損害保険事業及び生命保険事業においては、外貨建ての有価証券に係る為替変動リスクに対し、各社における運用方針に合わせ、為替予約取引を利用することによるヘッジや、各種モニタリング(ヘッジコストの水準や市場感応度分析等)を行っております。

・価格変動リスクの管理

損害保険事業及び生命保険事業においては、バリュアット・リスク(VaR)、市場感応度分析やストレステストの実施等によりリスクを計測し、リスク管理委員会等に報告しております。

・デリバティブ取引

損害保険事業及び生命保険事業において、デリバティブ取引をヘッジ目的の利用に限定した上で、為替リスクに対しての為替予約取引を利用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 現金及び預貯金	27,775	27,775	-
(2) 買入金銭債権	797	797	-
(3) 金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	65	65	-
その他の金銭の信託	2,423	2,423	-
(4) 有価証券			
売買目的有価証券	16,824	16,824	-
その他有価証券	99,280	99,280	-
(5) 貸付金	247		
貸倒引当金	0		
貸付金(貸倒引当金控除後)	246	246	-
資産計	147,414	147,414	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	-

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 現金及び預貯金	32,809	32,809	-
(2) 買入金銭債権	3,297	3,297	-
(3) 金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	136	136	-
(4) 有価証券			
売買目的有価証券	22,188	22,188	-
その他有価証券	104,803	104,803	-
(5) 貸付金	153		
貸倒引当金	0		
貸付金(貸倒引当金控除後)	153	153	-
資産計	163,388	163,388	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(115)	(115)	-

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

取引先金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。

(3) 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

市場価格のある有価証券は、連結決算日における市場価格によっております。市場価格のない有価証券は、取引先金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 貸付金

貸付金は保険約款貸付であり、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式、及び非上場株式などの組合財産で構成される組合出資金であり、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。また、これらの計上額は、金融商品の時価情報の「(4) 有価証券」に含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	502	506
組合出資金	1,296	3,156
合計	1,799	3,662

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	27,775	-	-	-
買入金銭債権	300	500	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
国債	1,700	8,700	5,900	8,180
地方債	-	200	-	-
社債	1,800	1,000	200	3,178
外国証券	104	6,767	3,470	7,485
合計	31,679	17,167	9,570	18,844

(*) 貸付金は返済期限を設けていない保険約款貸付のため、上表に含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	32,809	-	-	-
買入金銭債権	2,400	900	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
国債	800	9,700	1,700	2,000
地方債	-	200	-	-
社債	4,400	5,700	200	3,701
外国証券	857	8,302	3,633	9,500
合計	41,266	24,802	5,533	15,201

(*) 貸付金は返済期限を設けていない保険約款貸付のため、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	2,249	5,460

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(保有目的の変更)

前連結会計年度において、ALM(資産及び負債の総合管理)方針等の見直しを行っており、これに伴い、満期保有目的の債券の一部を売却しております。このため、すべての満期保有目的の債券(16,166百万円)について、保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この変更により、有価証券が246百万円増加、繰延税金負債が69百万円増加、その他有価証券評価差額金が177百万円増加しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(保有目的の変更)

従来、生命保険子会社は、個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号。以下「業種別監査委員会報告第21号」という。)に基づき、責任準備金対応債券に区分しておりました。

前連結会計年度において、生命保険子会社はALM方針の見直しを行っており、これに伴い、責任準備金対応債券の一部について、「業種別監査委員会報告第21号」第6項(3)に該当する目標デュレーション達成を意図しない売却を行っております。このため、すべての責任準備金対応債券(37,832百万円)について、保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この変更により、有価証券が4,141百万円増加、繰延税金負債が1,159百万円増加、その他有価証券評価差額金が2,981百万円増加しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	33,262	29,907	3,354
	国債	28,079	25,017	3,061
	地方債	205	204	0
	社債	4,977	4,684	292
	外国証券	15,256	14,477	779
	外国公社債	13,393	12,662	730
	外国その他の証券	1,863	1,815	48
	その他の証券	10,008	9,371	636
	小計	58,527	53,757	4,770
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,443	1,508	64
	社債	1,443	1,508	64
	外国証券	6,348	6,579	231
	外国公社債	6,150	6,371	220
	外国その他の証券	197	207	10
	その他の証券	32,961	37,685	4,723
	小計	40,753	45,772	5,019
合計		99,280	99,530	249

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	22,371	21,073	1,298
	国債	15,221	14,161	1,059
	地方債	203	203	0
	社債	6,946	6,708	238
	外国証券	23,419	21,378	2,041
	外国公社債	21,168	19,185	1,982
	外国その他の証券	2,251	2,192	59
	その他の証券	14,968	14,192	775
	小計	60,759	56,644	4,114
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	7,292	7,300	7
	社債	7,292	7,300	7
	外国証券	4,307	4,386	78
	外国公社債	4,146	4,224	78
	外国その他の証券	161	161	-
	その他の証券	32,443	35,156	2,713
	小計	44,043	46,842	2,798
合計	104,803	103,486	1,316	

5. 売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
外国証券			
外国公社債	113	104	8
合計	113	104	8

売却の理由

保有目的の変更に記載のとおり、ALM方針等の見直しに伴う一部売却であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

6. 売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債			
国債	25	1	-
合計	25	1	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

7. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	4,837	593	-
国債	4,837	593	-
株式	7	3	0
外国証券	1,094	41	84
外国公社債	924	38	83
外国その他の証券	170	3	1
その他の証券	1,450	900	-
合計	7,390	1,538	84

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	10,649	1,300	-
国債	10,449	1,300	-
社債	200	0	-
株式	6	3	-
外国証券	1,295	24	3
外国公社債	1,295	24	3
その他の証券	434	9	-
合計	12,385	1,337	3

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	10	63

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託)

前連結会計年度(2020年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,423	2,426	2

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損 益を認識する方法	為替予約取引	有価証券 (その他有価証券)	738	-	2
	売建 ユーロ				
合計			-	-	2

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損 益を認識する方法	為替予約取引	有価証券 (その他有価証券)	1,643 3,906	-	27 87
	売建 ユーロ				
	米ドル				
合計			-	-	115

(注) 時価の算定方法

先物為替相場を使用しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び主な連結子会社は確定拠出制度を採用しております。

一部の連結子会社は確定給付制度である退職一時金制度を採用していましたが、2020年3月31日までに退職一時金制度を廃止しております。当該制度の廃止時における過去勤務に係る部分を従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)に基づき、引き続き、連結貸借対照表の「退職給付に係る負債」として計上しております。

なお、退職一時金制度(非積立制度)においては、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	19百万円	37百万円
企業結合による増加	17	-
退職給付費用	4	0
退職給付の支払額	5	4
退職給付に係る負債の期末残高	37	33

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	37百万円	33百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	37	33
退職給付に係る負債	37	33
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	37	33

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 4百万円 当連結会計年度 0百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度165百万円、当連結会計年度185百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2018年第1回新株予約権	2018年第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び当社子会社の取締役16名	当社の従業員5名及び当社子会社の従業員372名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 750,000株	普通株式 710,700株
付与日	2018年5月31日	2018年5月31日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 2021年7月1日 至 2023年5月31日	自 2020年6月1日 至 2023年5月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年6月26日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 2018年第1回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- 新株予約権者は、2020年3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が18億円以上、かつ2021年3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が20億円以上となり、さらに2期累計額が40億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 2018年第2回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職による場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2018年第1回新株予約権	2018年第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	750,000	710,700
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	710,700
未確定残	750,000	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	710,700
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	710,700

単価情報

	2018年第1回新株予約権	2018年第2回新株予約権
権利行使価格（円）	1,734	1,734
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF方式（ディスカウント・キャッシュフロー方式）及び類似会社比準法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
保険契約準備金	1,958百万円	2,775百万円
価格変動準備金	174	204
税務上の繰越欠損金(注)	5,315	3,339
有形固定資産	25	20
無形固定資産	209	148
その他有価証券評価差額金	704	507
その他	192	139
繰延税金資産小計	8,580	7,135
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	5,267	3,269
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,949	3,469
評価性引当額小計	8,216	6,738
繰延税金資産合計	363	396
繰延税金負債との相殺	255	230
繰延税金資産の純額	107	165
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	634	853
企業結合により識別された無形資産	251	230
その他	16	15
繰延税金負債合計	902	1,099
繰延税金資産との相殺	255	230
繰延税金負債の純額	647	868

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金()	2,041	1,647	982	108	215	320	5,315百万円
評価性引当額	2,022	1,646	981	108	214	293	5,267
繰延税金資産	19	0	0	0	0	26	47

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金()	1,655	982	108	215	124	252	3,339百万円
評価性引当額	1,631	981	108	214	124	208	3,269
繰延税金資産	23	0	0	0	0	44	70

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	53.5	15.1
為替差損益	-	7.6
のれんの償却額	14.5	3.3
住民税均等割	9.8	1.9
子会社との税率差異	7.8	3.0
その他	0.5	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9	54.9

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：常口セーフティ少額短期保険株式会社

事業の内容：少額短期保険業（賃貸住宅入居者向け災害時生活復旧費用保険の提供）

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、グループ内の少額短期保険会社による自律的な事業拡大に加え、外部企業とのM&Aによる事業拡大を少額短期保険事業の戦略として掲げております。常口セーフティ少額短期保険株式会社は、北海道の大手不動産会社等を代理店とし、賃貸住宅入居者向けの災害時生活復旧費用保険を専門的に提供している少額短期保険会社であります。

常口セーフティ少額短期保険株式会社の子会社化は、事業拡大の貴重な機会を得ることができ、当社グループの成長をさらに加速させるものと判断し、同社の株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2020年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

常口セーフティ少額短期保険株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年10月1日から2021年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから非開示とさせていただきます。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 5百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

50百万円

(2) 発生原因

主として、被取得企業の今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間の定額法

6. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす

影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、SBI損害保険株式会社、SBI生命保険株式会社、及び少額短期保険会社5社の持株会社であるSBI少短保険ホールディングス株式会社を直接の子会社とする保険持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。傘下の子会社は、保険業法等の業種特有の規制環境の下にあり、各子会社においてそれぞれの経営戦略等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は傘下の子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」、「生命保険事業」、及び「少額短期保険事業」の3つを報告セグメントとしております。

(1) 「損害保険事業」は損害保険業を行っており、SBI損害保険株式会社1社で構成されております。

(2) 「生命保険事業」は生命保険業を行っており、SBI生命保険株式会社1社で構成されております。

(3) 「少額短期保険事業」は少額短期保険業を行っており、SBI少短保険ホールディングス株式会社、SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBI日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社、SBIプリズム少額短期保険株式会社及び常口セーフティ少額短期保険株式会社の6社で構成されております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

セグメント間の内部経常収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期 保険事業	計		
経常収益(注)1						
外部顧客への経常収益	28,717	20,494	21,255	70,467	-	70,467
セグメント間の内部経常 収益又は振替高	104	21	112	239	239	-
計	28,822	20,516	21,367	70,706	239	70,467
セグメント利益又は損失 () (注)3	113	2,551	566	3,004	644	2,360
セグメント資産	46,676	119,095	12,130	177,902	1,431	176,471
その他の項目						
減価償却費	939	122	139	1,201	8	1,210
のれん償却額	-	-	148	148	-	148
利息及び配当金等収入	940	2,451	0	3,391	67	3,324
支払利息	15	2	52	70	67	2
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1,408	458	4,000	5,867	73	5,941

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額 644百万円は、当社の一般管理費等による損益であります。

(2) セグメント資産の調整額 1,431百万円は、セグメント間の債権債務等の消去額 4,398百万円及び当社の現金及び預貯金等の資産2,967百万円であります。

(3) その他の項目のうち、「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」は当社で計上したものであり、それらを除く項目はセグメント間取引の消去額であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	損害保険 事業	生命保険 事業	少額短期 保険事業	計		
経常収益(注)1						
外部顧客への経常収益	32,598	26,986	27,071	86,657	-	86,657
セグメント間の内部経常 収益又は振替高	138	26	79	244	244	-
計	32,737	27,013	27,151	86,902	244	86,657
セグメント利益(注)3	779	3,140	523	4,443	590	3,852
セグメント資産	58,768	124,035	13,506	196,310	1,927	194,383
その他の項目						
減価償却費	1,009	210	175	1,395	10	1,405
のれん償却額	-	-	185	185	-	185
利息及び配当金等収入	459	2,309	0	2,768	83	2,685
支払利息	15	2	67	85	83	2
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1,073	675	161	1,910	1	1,912

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 590百万円は、当社の一般管理費等による損益であります。

(2) セグメント資産の調整額 1,927百万円は、セグメント間の債権債務等の消去額 4,398百万円及び当社の現金及び預貯金等の資産2,471百万円であります。

(3) その他の項目のうち、「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」は当社で計上したものであり、それらを除く項目はセグメント間取引の消去額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	少額短期保険事業	合計
外部顧客への経常収益	28,717	20,494	21,255	70,467

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	少額短期保険事業	合計
外部顧客への経常収益	32,598	26,986	27,071	86,657

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	少額短期保険事業	合計
当期償却額	-	-	148	148
当期末残高	-	-	3,359	3,359

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	少額短期保険事業	合計
当期償却額	-	-	185	185
当期末残高	-	-	3,224	3,224

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,671.05円	1,759.62円
1株当たり当期純利益	14.41円	30.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	335	763
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	335	763
普通株式の期中平均株式数(株)	23,274,046	24,820,451
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年4月27日開催の取締役会決議による2018年5月31日付与の2018年第1回新株予約権(普通株式750,000株)及び2018年第2回新株予約権(普通株式710,700株)	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	16	12	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	23	13	-	2022年～2026年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	39	26	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	8	3	0	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	21,348	40,626	63,388	86,657
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	1,364	1,144	1,413	1,694
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,063	773	782	763
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	42.86	31.16	31.51	30.76

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	42.86	11.70	0.35	0.74

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,523	2,062
前払費用	12	12
その他	181	176
流動資産合計	2,718	2,251
固定資産		
有形固定資産		
建物	71	65
工具、器具及び備品	8	8
有形固定資産合計	80	73
無形固定資産		
ソフトウェア	6	4
無形固定資産合計	6	4
投資その他の資産		
投資有価証券	47	51
関係会社株式	37,595	38,095
繰延税金資産	11	6
その他	61	67
投資その他の資産合計	37,716	38,221
固定資産合計	37,803	38,299
繰延資産		
株式交付費	40	15
繰延資産合計	40	15
資産合計	40,562	40,566

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	40	37
未払費用	0	0
未払法人税等	32	18
預り金	3	3
流動負債合計	77	59
固定負債		
資産除去債務	20	20
その他	-	5
固定負債合計	20	25
負債合計	97	85
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,375	8,375
資本剰余金		
資本準備金	21,635	21,635
その他資本剰余金	10,420	10,420
資本剰余金合計	32,055	32,055
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14	28
利益剰余金合計	14	28
自己株式	0	0
株主資本合計	40,445	40,458
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
新株予約権	21	21
純資産合計	40,465	40,481
負債純資産合計	40,562	40,566

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
関係会社受入手数料	608	556
営業収益合計	1 608	1 556
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 557	2 510
営業費用合計	1 557	1 510
営業利益	50	46
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	0	0
営業外収益合計	0	0
営業外費用		
株式交付費償却	28	25
営業外費用合計	28	25
経常利益	22	21
税引前当期純利益	22	21
法人税、住民税及び事業税	8	3
法人税等調整額	0	4
法人税等合計	8	7
当期純利益	13	13

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,236	20,496	10,420	30,916	0	0	-	38,153
当期変動額								
新株の発行	1,139	1,139		1,139				2,278
当期純利益					13	13		13
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	1,139	1,139	-	1,139	13	13	0	2,291
当期末残高	8,375	21,635	10,420	32,055	14	14	0	40,445

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	0	21	38,174
当期変動額				
新株の発行				2,278
当期純利益				13
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	-	1
当期変動額合計	1	1	-	2,290
当期末残高	1	1	21	40,465

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	8,375	21,635	10,420	32,055	14	14	0	40,445
当期変動額								
当期純利益					13	13		13
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	13	13	0	13
当期末残高	8,375	21,635	10,420	32,055	28	28	0	40,458

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1	1	21	40,465
当期変動額				
当期純利益				13
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	2	-	2
当期変動額合計	2	2	-	16
当期末残高	0	0	21	40,481

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のないもの...移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物は定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費は3年間にわたり均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

当社の財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成しており、当社は、財務諸表を作成するにあたり、会計方針に基づいていくつかの会計上の見積りを行っております。

当社が行う会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、次の関係会社株式の評価が財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えております。

当社の関係会社株式は市場価格がなく、実質価額が帳簿価額よりも著しく低下したときは、相当の減額処理を行います。当社の関係会社株式のうち、実質価額の算定基礎を連結純資産とする関係会社株式については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の合理的な仮定に基づいた見積りを使用したのれんの評価の影響を受けることになり、相当程度の減損損失を計上した場合には、当該関係会社株式の実質価額に重要な影響を及ぼすこととなります。

当事業年度の貸借対照表における関係会社株式のうち、実質価額の算定基礎を連結純資産とする関係会社株式の残高は3,140百万円であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	171百万円	169百万円
長期金銭債権	61	61
短期金銭債務	16	15
長期金銭債務	-	5

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	608百万円	556百万円
営業費用	75	74

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
従業員給料及び賞与	181百万円	149百万円
役員報酬	112	99
租税公課	54	56
地代家賃	56	55

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額38,095百万円、前事業年度の貸借対照表計上額37,595百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	9百万円	5百万円
資産除去債務	6	6
その他	1	0
計	17	11
繰延税金負債との相殺	5	5
繰延税金資産の純額	11	6
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5	4
その他	-	0
計	5	5
繰延税金資産との相殺	5	5
繰延税金負債の純額	-	-

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	5.5	5.6
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.5	36.4

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有形固定資産	建物	71	-	-	5	65	14
	工具、器具及び備品	8	1	-	2	8	5
	計	80	1	-	8	73	19
無形固定資産	ソフトウェア	6	-	-	1	4	-
	計	6	-	-	1	4	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (公告掲載URL https://www.sbiig.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増し請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第4期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2020年6月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第5期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出

（第5期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月17日関東財務局長に提出

（第5期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月2日関東財務局長に提出

2020年6月24日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

SBIインシュアランスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島 國和	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 順二	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井 健一郎	印
--------------------	-------	--------	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIインシュアランスグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれん3,224百万円のうち、大部分はSBIプリズム少額短期保険株式会社（以下、「SBIプリズム」という。）の取得に関連するものである。当該のれんは、企業結合時において、SBIプリズム株式の取得原価のうち、相対的に多くの金額が配分されている。</p> <p>「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) のれんの償却方法及び償却期間」に記載されている通り、のれんは20年で償却されるが、企業結合時に想定したSBIプリズムの事業展開によって期待される超過収益力に減価がある場合には、減損損失が計上される可能性がある。</p> <p>のれんの減損損失は、のれんの減損の兆候判定を行い、のれんに減損の兆候が認められる場合には、減損要否の判定を経て、必要と認められる場合に計上される。</p> <p>のれんの減損の兆候判定は、ペット保険の市場環境及び同市場におけるSBIプリズムのシェアなどの優位性（以下、「ペット保険市場環境等」という。）に基づく企業結合時の業績予測と評価時点の業績との差異に基づいて行われる。</p> <p>また、のれんに減損の兆候が認められる場合の減損要否の判定は、SBIプリズムの事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りとのれんの帳簿価額を比較して行われ、当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りが帳簿価額を下回る場合には、減損損失が計上される。割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いる将来のペット保険市場環境等や損害率の推移、他の連結子会社とのシナジー等の仮定には、経営者の重要な判断が伴う。</p> <p>よって、当監査法人は、SBIプリズムの買収により計上されたのれんの評価が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>のれんの減損の兆候判定及び割引前将来キャッシュ・フローの算定が適切に行われるための、社内における査閲と承認に係る内部統制の有効性について、ペット保険市場環境等及び損害率の推移予測に関する査閲に焦点を当てて評価した。</p> <p>減損の兆候に関して、企業結合時の業績予測と評価時点の業績との差異分析資料を閲覧し、経営者と議論するとともに、ペット保険市場の成長性や、同市場におけるSBIプリズムのシェア実績について、利用可能な外部データや専門家のレポートをもとに分析を実施した。</p> <p>また、減損要否の判定に関して、割引前将来キャッシュ・フローの算定結果及びその根拠資料等を入手し、基礎となったペット保険市場環境等や損害率の推移に関する経営者の予測が過去実績、利用可能な外部データ及び専門家のレポートとの比較において合理的かを評価し、また、関連する経営施策等について内部資料を閲覧してグループ内の他の連結子会社とのシナジー等の具現化の程度を評価した。さらに、過年度における将来キャッシュ・フローの見積りの達成状況を遡及的に検討することで見積りの合理性を評価した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SBIインシュアランスグループ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、SBIインシュアランスグループ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

SBIインシュアランスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 健一郎 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIインシュアランスグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の関係会社株式は市場価格がなく、実質価額が帳簿価額よりも著しく低下したときは、相当の減額処理を行う。会社の関係会社株式のうち、実質価額の算定基礎を連結純資産とする関係会社株式（以下、「当該関係会社株式」という。）の帳簿価額は3,140百万円である。</p> <p>当該関係会社株式の評価は、SBIプリズム少額短期保険株式会社（以下、「SBIプリズム」という。）に係るのれんの評価の影響を受ける。のれんの評価は経営者の重要な判断が必要とされ、相当程度の減損損失を計上した場合（連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項「のれんの評価」参照）、当該関係会社株式の実質価額に重要な影響を与える。</p> <p>よって、当監査法人は、当事業年度の財務諸表監査において当該事項が特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の実質価額の算定と評価が適切に行われるための社内における査閲と承認に係る内部統制の有効性を評価するとともに、会社による関係会社株式の評価結果の妥当性を以下により検討した。</p> <p>当該実質価額の算定に重要な影響を与えるSBIプリズムののれんの評価について、連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項「のれんの評価」に記載の監査上の対応を実施した。</p> <p>また、当該関係会社株式の取得原価と連結純資産を基礎とした実質価額とを比較し、経営者による減損処理の要否の判断の妥当性を評価した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。